

千葉県地域防災計画  
(令和6年度修正)

新旧対照表

# 千葉県地域防災計画（令和6年度修正）

## 新旧対照表目次

第1編	総則	P1
第2編	地震・津波編	P6
第3編	風水害等編	P48
第4編	放射性物質事故編	P79
第5編	大規模火災等編	P80
第6編	公共交通等事故編	P81
資料編		P82

○千葉県地域防災計画【第1編 総則】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 総-2-1	名称の統一	<p>第2章 計画の基本的な考え方 第2節 地域防災力の向上 (略) また、これらの取組みの推進に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。</u></p>	<p>第2章 計画の基本的な考え方 第2節 地域防災力の向上 (略) また、これらの取組みの推進に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。</u></p>
多様性社会推進 課 総-2-2	能登半島地震の対応を踏まえて修正	<p>第2章 計画の基本的な考え方 第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点 (略) また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、<u>防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。</u>被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画<u>その他</u>の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。</p>	<p>第2章 計画の基本的な考え方 第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点 (略) また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。</p>
関東総合通信局 総-3-2	文言追加	<p>(関東総合通信局) 3 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</p>	<p>(関東総合通信局) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</p>
銚子地方気象台 総-3-4	文言修正	<p>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (東京管区気象台) 1 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）<u>及び</u>水象の予報<u>並びに</u>警報等の防災<u>気象</u>情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p>	<p>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (東京管区気象台) 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）<u>、</u>水象の予報<u>、</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する
危機管理政策課 総-3-6	組織改正のため	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 【指定公共機関】 <u>(東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株))</u>  (福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、 <u>(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u> ) 災害時における物資の輸送に関する  <u>( (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 )</u> <u>被災鉄軌道施設の災害復旧の支援に関する</u> 【指定地方公共機関】 京葉瓦斯(株)、大多喜ガス(株)、房州瓦斯(株)、京和ガス(株)、 銚子瓦斯(株)、野田ガス(株)、角栄ガス(株)、 <u>東日本ガス(株)</u> 、 総武ガス(株)、 <u>日本瓦斯(株)</u> 、(公社)千葉県LPガス協会、 <u>(株)エナジー宇宙</u> ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 【指定公共機関】 (東京ガスネットワーク(株))  (福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)) 災害時における物資の輸送に関する  (新規) 【指定地方公共機関】 京葉瓦斯(株)、大多喜ガス(株)、房州瓦斯(株)、京和ガス(株)、 銚子瓦斯(株)、野田ガス(株)、角栄ガス(株)、 <u>東日本ガス(株)</u> 、 総武ガス(株)、 <u>日本瓦斯(株)</u> 、(公社)千葉県LPガス協会、 (新規) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する
総-3-7	指定・解除に伴う		
総-4-1		表1 千葉県在地勢一覧(千葉県勢要覧 令和 <u>5</u> 年度版) <u>時点修正による修正</u>	表1 千葉県在地勢一覧(千葉県勢要覧 令和 <u>2</u> 年度版)
国土地理院関東 地方測量部	面積の修正	面積 5,156.48km <sup>2</sup> ( <u>令和6年7月1日現在</u> )	面積 5,157.57km <sup>2</sup>

防災対策課  
災害対策室  
総-4-9

時点修正のため

第4章 地勢概要等

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9 38.1	三陸 沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライプラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「鏡子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(鏡子市～いすみ市)で 23.7k㎡に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防衛ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	令和6年6月30日現在 死者22名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者270名。 建物全壊807棟、半壊10,313棟、一部損壊57,523棟、建物火災15件、床上浸水61棟、床下浸水455棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道24,300戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気347,000戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。

第4章 地勢概要等

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9 38.1	三陸 沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライプラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「鏡子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(鏡子市～いすみ市)で 23.7k㎡に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防衛ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	令和3年8月6日現在 死者22名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者270名。 建物全壊807棟、半壊10,312棟、一部損壊57,449棟、建物火災15件、床上浸水61棟、床下浸水455棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道24,300戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気347,000戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。

防災対策課 災害対策室 総-4-9	時点修正のため	16	2012.3.14 (平成24年)	14 0.9 35.7	千葉 県東 方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部 で、液状化による噴砂 等が発生した。	県内で死者1名、負傷者1名、家屋 の半壊2棟、一部損壊219棟の被害 がでた。その他、銚子市では ブロッ ク塙等が4か所で倒壊、また銚子市 及び香取市において、一時、約 14,800軒以上に 断水が発生した。	16	2012.3.14 (平成24年)	14 0.9 35.7	千葉 県東 方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部 で、液状化による噴砂 等が発生した。	県内で死者1名、負傷者1名、家屋 の半壊2棟、一部損壊219棟の被害 がでた。その他、銚子市では ブロッ ク塙等が4か所で倒壊、また銚子市 及び香取市において、一時、約 14,800軒以上に 断水が発生した。
		17	2018.7.7 (平成30年)	14 0.6 35.1	千葉 県東 方沖	6.0	5弱		被害なし	17	2018.7.7 (平成30年)	14 0.6 35.1	千葉 県東 方沖	6.0	5弱		被害なし
		18	2019.5.25 (令和元年)	14 0.3 35.2	千葉 県北 東部	5.1	5弱		県内で軽傷者1名(千葉市) <u>家屋の一部損壊5棟</u>	18	2019.5.25 (令和元年)	14 0.3 35.2	千葉 県北 東部	5.1	5弱		県内で軽傷者1名(千葉市) <u>(新規)</u>
		19	2020.6.25 (令和2年)	14 1.1 35.5	千葉 県東 方沖	6.1	5弱		県内で重傷者1名(市原市)、軽傷者 1名(いすみ市) <u>家屋の一部損壊7棟</u>	19	2020.6.25 (令和2年)	14 1.1 35.5	千葉 県東 方沖	6.1	5弱		県内で重傷者1名(市原市)、軽傷者 1名(いすみ市) <u>(新規)</u>
		20	2021.10.7 (令和3年)	〃 〃 〃	千葉 県北 西部	5.9	5弱	市原市で潮水が発生 <u>(1か所)</u>	県内で重傷2名(木更津市、習志野 市)、軽傷者12名 <u>袖ヶ浦市の危険物施設で火災が発 生(負傷者なし)</u>	(新規)							
		21	2023.5.11 (令和5年)	〃 〃 〃	千葉 県南 部	5.2	5強		県内で軽傷者6名、住家の一部損 <u>壊16棟</u>	(新規)							
		22	2023.5.26 (令和5年)	〃 〃 〃	千葉 県東 方沖	6.2	5弱		県内で住家の一部損壊1棟	(新規)							

防災対策課 災害対策室 総-4-11	時点修正のため	(2) 風水害								(2) 風水害									
		災害原因	発生日	被害の概要						がけくずれ 発生件数	災害原因	発生日	被害の概要						がけくずれ 発生件数
				人的被害・人		住家被害・戸							人的被害・人		住家被害・戸				
				死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水				死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
		台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—	台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—
台風15号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3	1	台風15号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3	1		
野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—	野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—		

防災対策課 災害対策室 総-4-12	時点修正のため	台風 26 号	平成 25 年 10 月 15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34	台風 26 号	平成 25 年 10 月 15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
		平成 26 年 大雪被害	平成 26 年 2 月 8 日	2	450	0	0	0	0	0	平成 26 年 大雪被害	平成 26 年 2 月 8 日	2	450	0	0	0	0	0
		平成 26 年 大雪・大雨 洪水	平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日	0	96	0	0	0	0	0	平成 26 年 大雪・大雨 洪水	平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日	0	96	0	0	0	0	0
		台風 18 号	平成 26 年 10 月 5 日	2	14	0	1	4	30	9	台風 18 号	平成 26 年 10 月 5 日	2	14	0	1	4	30	9
		房総半島 台風（*）	令和元年 9 月 9 日	12	91	448	4,694	8	42	6	房総半島 台風（*）	令和元年 9 月 9 日	12	91	448	4,694	8	42	6
		東日本 台風（*）	令和元年 10 月 12 日	1	25	32	379	0	33	0	東日本 台風（*）	令和元年 10 月 12 日	1	25	32	379	0	33	0
		10 月 25 日 の大雨（*）	令和元年 10 月 25 日	12	11	34	<u>1,889</u>	173	542	30	10 月 25 日 の大雨（*）	令和元年 10 月 25 日	12	11	34	<u>1,890</u>	173	542	30
		<u>台風第 13 号</u> <u>の接近に伴う</u> <u>大雨</u>	<u>令和 5 年</u> <u>9 月 8 日</u>	<u>0</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>203</u>	<u>709</u>	<u>1,372</u>	<u>26</u>	(新規)								
		※人的被害の死者には、行方不明者を含む。 * <u>房総半島台風（令和2年9月30日現在）、東日本台風（令和3年1月21日現在）、10月25日の大雨（令和2年10月23日現在）の数値となります。</u>										※人的被害の死者には、行方不明者を含む。 * <u>房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害の概要は、令和3年1月21日現在の数値となります。</u>							

○千葉県地域防災計画【第2編 地震・津波編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
NTT東日本 (4) 地-2-6	媒体としてふさわしくないため	(4) 広報媒体等 東日本電信電話(株) <u>テレホンサービス</u>	(4) 広報媒体等 東日本電信電話(株) <u>テレホンサービス</u>
ソフトバンク 地-2-6	サービス終了のため	(4) 広報媒体等 ソフトバンク <u>Yahoo!ケータイサービス</u>	(4) 広報媒体等 ソフトバンク <u>Yahoo!ケータイサービス</u>
危機管理政策課 地-2-7	風-2-5と記載を合わせるため	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上  ~~~~ 県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、 <u>消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</u>	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上  ~~~~ 県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を <u>促進</u> するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。
危機管理政策課 (衛生指導課) 地-2-17	国の防災基本計画と記載事項を合わせるため	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 3 津波広報、教育、訓練計画 (4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 3 津波広報、教育、訓練計画 (4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 地-2-17		これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、3 m (1~3m)、5 m (3~5m)、10 m (5~10m) の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。	これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、3 m (1~3m)、5 m (3~5m)、10 m (7~10m) の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。
危機管理政策 課 地域室 地-2-18	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 イ 住民等の避難誘導體制 (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、 <u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら</u> 、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 イ 住民等の避難誘導體制 (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
消防課 地-2-25	説明追記	第3節 火災等予防対策 1 地震火災の防止 (防災危機管理部、県土整備部、市町村) (1) 出火の防止 エ 危険物施設等の保安監督の指導 (略) また、市町村 <u>(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。)</u> 火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。	第3節 火災等予防対策 1 地震火災の防止 (防災危機管理部、県土整備部、市町村) (1) 出火の防止 エ 危険物施設等の保安監督の指導 (略) また、市町村火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。
建築指導課 地-2-27	法令改正のため	第2章 災害予防計画 第3節 火災等予防対策	第2章 災害予防計画 第3節 火災等予防対策

(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制 (建築基準法)

地域	延べ面積 階数	防火地域		左記の制限より除かれるもの
		$5 > 100 \text{ m}^2$	$5 \leq 100 \text{ m}^2$	
防火地域	階数が3以上	耐火建築物等	耐火建築物等	1. 延べ面積が50㎡以内の平屋建の附属建築物で外壁・軒裏が防火構造のほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 2. 卸売市場の upper 機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 3. 高さ2mを超える門・扉で不燃材料で造り又はおおわれたものほか、逐に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等 4. 高さ2m以下の門・扉
	階数が2以下	耐火建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物等	
地域	延べ面積 階数	準防火地域		
		$5 \leq 500 \text{ m}^2$	$500 \text{ m}^2 < 5 \leq 1,500 \text{ m}^2$	$5 > 1,500 \text{ m}^2$
準防火地域	地上階数 $\leq 4$	耐火建築物等	耐火建築物等	耐火建築物等
	地上階数3	耐火建築物・準耐火建築物等又は防火上必要な技術基準に適合する建築物	耐火建築物又は準耐火建築物等	耐火建築物等
	地上階数 $\leq 2$	木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造	耐火建築物又は準耐火建築物等	耐火建築物等
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 1 屋根…防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第62条) 2 開口部…防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他法令で定める防火設備を設けなければならない。(建築基準法第61条) 3 外壁部…防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第63条)				

(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制 (建築基準法)

地域	延べ面積 階数	防火地域		左記の制限より除かれるもの
		$5 > 100 \text{ m}^2$	$5 \leq 100 \text{ m}^2$	
防火地域	階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	耐火建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物等	1. 延べ面積が50㎡以内の平屋建の附属建築物で外壁・軒裏が防火構造のほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 2. 卸売市場の upper 機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 3. 高さ2mを超える門・扉で不燃材料で造り又はおおわれたものほか、逐に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等 4. 高さ2m以下の門・扉
	その他の建築物	耐火建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物等	
準防火地域	地上階数 $\leq 4$	耐火建築物等	耐火建築物等	1. 木造建築物等に附属する高さ2mを超える門・扉で延焼のおそれのある部分(建築物の1階にあるとする)を不燃材料で造り又はおおわれたものほか、逐に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等 2. 卸売市場の upper 機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けたもの
	地上階数3	耐火建築物・準耐火建築物等又は防火上必要な技術基準に適合する建築物	耐火建築物又は準耐火建築物等	
準防火地域	地上階数 $\leq 2$	木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造	耐火建築物又は準耐火建築物等	1. 延べ面積が500平方メートルを超える建築物 2. 延べ面積が500平方メートル以下の建築物 3. 地階を除く階数が3である建築物
	地上階数 $\leq 1$	木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造	耐火建築物又は準耐火建築物等	
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 1 屋根…防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第62条) 2 開口部…防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他法令で定める防火設備を設けなければならない。(建築基準法第61条) 3 外壁部…防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第63条)				

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																		
公園緑地課 地-2-29	時点更新のため	第2章 災害予防計画 第3節 火災等予防対策 3 防災空間の整備・拡大 (2) 都市公園の整備 <table border="1" data-bbox="490 376 1247 700"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和 6年度当初現在)</td> <td>15</td> <td>479.1</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和 6年度当初現在)</td> <td>7,651</td> <td>3944.5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和 6年度当初現在)	15	479.1	市町村立都市公園等 (令和 6年度当初現在)	7,651	3944.5	第2章 災害予防計画 第3節 火災等予防対策 3 防災空間の整備・拡大 (2) 都市公園の整備 <table border="1" data-bbox="1319 376 2076 700"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和 4年度当初現在)</td> <td>15</td> <td>477.3</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和 4年度当初現在)</td> <td>7,522</td> <td>4,384.91</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和 4年度当初現在)	15	477.3	市町村立都市公園等 (令和 4年度当初現在)	7,522	4,384.91
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																			
県立都市公園 (令和 6年度当初現在)	15	479.1																			
市町村立都市公園等 (令和 6年度当初現在)	7,651	3944.5																			
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																			
県立都市公園 (令和 4年度当初現在)	15	477.3																			
市町村立都市公園等 (令和 4年度当初現在)	7,522	4,384.91																			
消防課 地-2-31	団体名の変更のため	第2章 災害予防計画 第4節 消防計画 5 消防思想の普及 (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。 (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間) (3) 県消防大会及び <u>全国消防操法大会千葉県代表選考会</u> を開催する。 (4) 各種講習会等を開催する。 (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 (公財) 千葉県消防協会 (一社) 千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年女性防火委員会 (一社) 千葉県消防設備協会 なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。	第2章 災害予防計画 第4節 消防計画 5 消防思想の普及 (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。 (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間) (3) 県消防大会及び <u>県操法大会</u> を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。 (4) 各種講習会等を開催する。 (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 (公財) 千葉県消防協会 (一社) 千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年婦人防火委員会 (一社) 千葉県消防設備協会 なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。																		



担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 地-2-50, 51	国からの通知 による	<p>難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。  <u>また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ア 地すべり対策  (ア) 地すべり防止区域の指定  &lt;資料編 8-8 地すべり防止区域等、<u>表 2~5</u>&gt;</p> <p>イ 急傾斜地崩壊対策  <u>&lt;資料編 8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表&gt;</u></p> <p>ウ 土石流対策  土石流が発生するおそれがある<u>区域について、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し</u>、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。  <u>&lt;資料編 8-12 土石流危険溪流一覧表&gt;</u>  &lt;資料編 8-14 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表&gt;</p>	<p>めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。  また、<u>土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u>  <u>さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ア 地すべり対策  (ア) 地すべり防止区域の指定  &lt;資料編 8-8 地すべり防止区域等、<u>表 2~6</u>&gt;</p> <p>イ 急傾斜地崩壊対策  <u>&lt;資料編 8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表&gt;</u></p> <p>ウ 土石流対策  <u>土石流危険溪流とは、土石流が発生するおそれがある溪流をいい、一般的には溪流の勾配が約 15 度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。</u>  <u>これらの溪流について、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し</u>、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。  <u>&lt;資料編 8-12 土石流危険溪流一覧表&gt;</u>  &lt;資料編 8-16 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表&gt;</p>
都市計画課 地-2-51	誤記の修正	<資料編 8-12 宅地造成 <u>工事</u> 規制区域一覧表>	<資料編 8-14 宅地造成等規制区域一覧表>
水質保全課 地-2-53	誤記の修正	第 2 章 災害予防計画 第 7 節 土砂災害等予防対策 2 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策 表-1 工業用水法 規制対象 工業用水 工業とは製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、 <u>ガス供給業及び熱供給業</u> をいう。	第 2 章 災害予防計画 第 7 節 土砂災害等予防対策 2 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策 表-1 工業用水法 規制対象 工業用水 工業とは製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業 <u>及びガス供給業</u> をいう。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
耕地課 地-2-54	国の施策を踏 まえた時点修 正	建築物用地下水の採取の規制に関する法律 規制対象 建築物用地下水 冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水 洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計が150m2を超える もの） 第2章 災害予防計画 第7節 土砂災害等予防対策 4 河川、ため池施設の安全化 （2）ため池等災害対策 県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影 響が大きい農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定し、「千葉 県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき計画 的に改修を行うものとする。	建築物用地下水の採取の規制に関する法律 規制対象 建築物用地下水 冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水 洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計150m2以上） 第2章 災害予防計画 第7節 土砂災害等予防対策 4 河川、ため池施設の安全化 （2）ため池等災害対策 県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影 響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備 し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。
危機管理政策 課 地域室 地-2-55	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支 援者名簿を作成する。 <u>また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル 技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支 援者名簿を作成する。 <u>（新規）</u>
危機管理政策 課 地域室 地-2-56	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、 市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支 援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、 名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジ タル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、 市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支 援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、 名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>（新規）</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 地域室 地-2-57	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、<u>県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</u> 作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。 また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。 <u>併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。 作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。 また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。 <u>(新規)</u></p>
危機管理政策 課 地域室 地-2-57	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 防災対策課 健康福祉部 地-2-58	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画            第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備            2 要配慮者全般への対応            (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画            第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備            2 要配慮者全般への対応            (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 地-2-60	修正された国の防災基本計画において「重要拠点の通信確保」の記載が追加されたため、それに倣ったもの	<p>第2章 災害予防計画            第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p>また、<u>電気通信事業者にあつては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。</p>	<p>第2章 災害予防計画            第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。</p> <p>また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p>なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																										
防災対策課 地-2-63	時点修正	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（5）震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の<u>81</u>観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網</p> <p>震度情報観測点数（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="459 655 1162 922"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測点数</td> <td>74</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>81</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置者	千葉県	気象庁	千葉市	松戸市	計	観測点数	74	2	4	1	<u>81</u>	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（5）震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の<u>82</u>観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網</p> <p>震度情報観測点数（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1290 655 2103 922"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>国立研究開発法人防災科学研究所</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測点数</td> <td>74</td> <td><u>1</u></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>82</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計	観測点数	74	<u>1</u>	2	4	1	<u>82</u>
設置者	千葉県	気象庁	千葉市	松戸市	計																								
観測点数	74	2	4	1	<u>81</u>																								
設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計																							
観測点数	74	<u>1</u>	2	4	1	<u>82</u>																							
消防課 地-2-65	本文の脱字修正のため	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>11 アマチュア無線の活用（防災危機管理部）</p> <p>アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。</p> <p>このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。</p> <p>&lt;資料編1-12 アマチュア無線による災害時応援協定書&gt;</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>11 アマチュア無線の活用（防災危機管理部）</p> <p>アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。</p> <p>このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。</p> <p>&lt;資料編1-12 アマチュア無線による災害時応援協定書&gt;</p>																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
(衛生指導課) 危機管理政策課 地-2-66	国の防災基本計画と記載事項を合わせるため	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、 <u>家庭動物の飼養に関する資材</u> 等を中心とした備蓄に努めるものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。
防災対策課 地-2-67	今回の防災基本計画改正において、物資輸送拠点の運営に係る人員や資機材等の確保に努めるものとする旨が追加されたため。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。
医療整備課 地-2-68	時点修正のため	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。 <del>（令和3年7月1日現在）</del>	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。 （令和3年7月1日現在）

担当部署名 ページ	修正理由	修正案		現行									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 225 1059 268">整備状況</th> <th data-bbox="1059 225 1283 268">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 268 1059 652">           県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)         </td> <td data-bbox="1059 268 1283 652">           識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液         </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 225 1888 268">整備状況</th> <th data-bbox="1888 225 2116 268">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 268 1888 652">           県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)         </td> <td data-bbox="1888 268 2116 652">           識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液         </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液	
整備状況	応急医療資機												
県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液												
整備状況	応急医療資機												
県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液												
危機管理政策課 地域室 衛生指導課 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1 1節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1 1節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、 <u>井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</u> <u>なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>	(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、 <u>冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u> <u>(新規)</u>
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	(カ) <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</u>	(カ) <u>(新規)</u> 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。	(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
地-2-72	防災基本計画 の修のため	(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u> に努める。	(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	(チ) <u>市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(ツ) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(テ) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>危機管理政策課 政策室 支援室 地-2-73</p>	<p>名称が変更されたため</p>	<p>第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策 2 一斉帰宅の抑制 (全庁、市町村) (2) 安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板 (w e b 1 7 1)、<del>J-anpi、X (旧：ツイッター)</del>・Facebook 等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策 2 一斉帰宅の抑制 (全庁、市町村) (2) 安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板 (w e b 1 7 1)、<u>J-anpi、ツイッター</u>・Facebook 等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																											
危機管理政策課 危機管理室 地-2-77～78	令和5年度に 予定している BCPの修正 (本編と資料 編に分冊)に 併せ、資料編 に記載の表を 削除	<p>第2章 災害予防計画 第13節 防災体制の整備 2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） (3) 災害時優先業務 災害時優先業務は、本庁部局の業務について、県民生活や社会経済活動等への影響を評価して選定している。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 職員の参集予測 災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定めるため、勤務時間外に大地震が発生した場合、本庁部局に参集可能な職員数を、徒歩参集を前提として算出している。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第13節 防災体制の整備 2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） (3) 災害時優先業務 災害時優先業務は、本庁部局の業務について、県民生活や社会経済活動等への影響を評価して選定している。</p> <p>【災害時優先業務数】（平成29年3月改訂の県業務継続計画（震災編）による）</p> <table border="1" data-bbox="1305 454 2094 582"> <thead> <tr> <th>災害時優先業務数 (㉞+㉟)</th> <th>応急・復旧業務数 (㊲)</th> <th>優先すべき通常業務数 (㊳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>390</td> <td>357</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など 優先すべき通常業務 ……許認可業務、所管施設等維持管理業務 など</p> <p>(4) 職員の参集予測 災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定めるため、勤務時間外に大地震が発生した場合、本庁部局に参集可能な職員数を、徒歩参集を前提として算出している。</p> <p>【職員参集予測】（平成29年3月改訂の県業務継続計画（震災編）による）</p> <table border="1" data-bbox="1305 869 2094 997"> <thead> <tr> <th></th> <th>1時間</th> <th>3時間</th> <th>12時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参集人数</td> <td>90</td> <td>752</td> <td>1,323</td> <td>1,323</td> <td>2,518</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>参集率</td> <td>3%</td> <td>24%</td> <td>41%</td> <td>41%</td> <td>79%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>	災害時優先業務数 (㉞+㉟)	応急・復旧業務数 (㊲)	優先すべき通常業務数 (㊳)	390	357	33		1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	参集人数	90	752	1,323	1,323	2,518	3,086	参集率	3%	24%	41%	41%	79%	96%
災害時優先業務数 (㉞+㉟)	応急・復旧業務数 (㊲)	優先すべき通常業務数 (㊳)																												
390	357	33																												
	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間																								
参集人数	90	752	1,323	1,323	2,518	3,086																								
参集率	3%	24%	41%	41%	79%	96%																								
防災対策課 地-3-5	千葉県災害対策本部要綱改正に伴う修正	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 (2) 県災害対策本部（表の修正）</p> <table border="1" data-bbox="533 1114 1211 1442"> <tr> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長</td> </tr> </table>	本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 (2) 県災害対策本部（表の修正）</p> <table border="1" data-bbox="1361 1114 2040 1442"> <tr> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長</td> </tr> </table>	本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長																	
本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長																												
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長																												
本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長																												
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長																												

担当部署名 ページ	修正理由	修正案			現行														
防災対策課 地-3-6	千葉県災害対策本部要綱改正に伴う修正		事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班		事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班												
防災対策課 地-3-9	千葉県応急対策本部設置要綱改正に伴う修正	<p>(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等</p> <p>事務局の事務を<u>統制班</u>、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、<u>航空運用調整班</u>、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。</p> <p>(3) 県応急対策本部（表の修正）</p> <table border="1" data-bbox="580 1118 1155 1449"> <tr> <td data-bbox="580 1118 663 1169">本</td> <td data-bbox="663 1118 846 1169">事務局長</td> <td data-bbox="846 1118 1155 1169">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1169 663 1449">部 事 務 局</td> <td data-bbox="663 1169 846 1449">事務局職員</td> <td data-bbox="846 1169 1155 1449"> <u>統制班</u>            庶務班            情報班            応急対策班            応援受援班  <u>航空運用調整班</u>            被災者支援班         </td> </tr> </table>			本	事務局長	防災危機管理部次長	部 事 務 局	事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班	<p>(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等</p> <p>事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、<u>航空運用調整班</u>、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。</p> <p>(3) 県応急対策本部（表の修正）</p> <table border="1" data-bbox="1408 1118 1984 1449"> <tr> <td data-bbox="1408 1118 1491 1169">本</td> <td data-bbox="1491 1118 1675 1169">事務局長</td> <td data-bbox="1675 1118 1984 1169">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1408 1169 1491 1449">部 事 務 局</td> <td data-bbox="1491 1169 1675 1449">事務局職員</td> <td data-bbox="1675 1169 1984 1449">           庶務班            情報班            応急対策班            応援受援班  <u>航空運用調整班</u>            被災者支援班            住家被害対応班         </td> </tr> </table>			本	事務局長	防災危機管理部次長	部 事 務 局	事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班
本	事務局長	防災危機管理部次長																	
部 事 務 局	事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班																	
本	事務局長	防災危機管理部次長																	
部 事 務 局	事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班																	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案				現行			
防災対策課 地-3-10	誤記載のため	住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班				物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			
		(4) 職員の配備 (表の修正)				(4) 職員の配備 (表の修正)			
		配備種別  情報収集体制	配備基準 1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき(自動配備) 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき(自動配備) 4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき(自動配備)	配備内容 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	配備を要する課等 <b>【本庁】</b> 防災対策課(※4) <b>【出先機関】</b> 地域振興事務所 <u>(配備基準2, 3が該当)</u> (※3)	配備種別  情報収集体制	配備基準 1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき(自動配備) 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき(自動配備) 4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき(自動配備)	配備内容 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	配備を要する課等 <b>【本庁】</b> 防災対策課(※4) <b>【出先機関】</b> 地域振興事務所(※3)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-3-15	資料編の追加	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について （略） <u>&lt;資料編 1-22 千葉県情報連絡員運用要綱&gt;</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について （略） <u>（追記）</u>
危機管理政策課 支援室 地-3-18	千葉市の救助 実施市指定 (R5.4)	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） （3）救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内（ <u>救助実施市を除く</u> ）に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。 ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。 <u>エ 救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） 3) 救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。 ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。 <u>（新規）</u>
防災対策課 地-3-20	誤記	⇐ 気象台	⇐ 気象台

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東京ガス(株) 地-3-22  防災対策課 地-3-23	組織改正のため  時点修正	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制 (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用 (ク) <u>東京ガス(株) / 東京ガスネットワーク(株) 通信施設</u> <資料編3-12 NHK千葉放送局・ <u>東京ガス(株) / 東京ガスネットワーク(株) 通信施設</u> > 本システムでは、県内全市町村の <u>8.1</u> 観測点で観測された震度情報が、・・・	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制 (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用 (ク) 東京ガスネットワーク(株) 通信施設 <資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク(株) 通信施設> 本システムでは、県内全市町村の <u>8.2</u> 観測点で観測された震度情報が、・・・
銚子地方気象台 地3-24, 25	地震情報が再整理されたため、気象庁HPの記載に合わせた	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 <del>(1) 警報及び情報等の種類</del> (1) 情報等の発表 ア地震情報 (エ) 震源・ <u>震度情報</u> ・震度 <u>1</u> 以上。 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時 <del>・若干の海面変動が予想される場合。</del> ・緊急地震速報(警報)発表時 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表する。 <del>(オ) 各地の震度に関する情報</del>	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (1) 警報及び情報等の種類 (2) 情報等の発表 ア地震情報 (エ) 震源・ <u>震度に関する情報</u> ・震度 <u>3</u> 以上。 ・津波警報または津波注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 (オ) 各地の震度に関する情報
銚子地方気象台 地3-24	説明の内容が古いため	(カ) 推計震度分布図 観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。	(キ) 推計震度分布図 観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 地3-25	説明の内容が古いため	<p>(ク) 遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上。</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</li> </ul> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。)</p>	<p>(ケ) 遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上。</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。</li> </ul> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。</p>
銚子地方気象 台 地3-25 地3-26	説明の内容が更新されたため	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 情報等の発表</p> <p>イ 津波関係</p> <p>(ア) 警報・注意報</p> <p>&lt;津波警報等の種類と発表される津波の高さ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表基準の欄における「予想される津波の最大波の高さ」</li> <li>・発表される津波の高さの欄における「予想される津波の最大波の高さ」</li> </ul>	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 情報等の発表</p> <p>イ 津波関係</p> <p>(ア) 警報・注意報</p> <p>&lt;津波警報等の種類と発表される津波の高さ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表基準の欄における「予想される津波の高さ」</li> <li>・発表される津波の高さの欄における「予想高さ」</li> </ul>
銚子地方気象 台 地3-27	津波情報が再整理されたため「津波に関するその他の情報」を削除。以下のHP参照	<p><del>削除</del></p>	<p>3 (2) イ</p> <p>津波に関するその他の情報 津波に関するその他必要な事項を発表</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 地3-28	津波情報が再整理されたため発表基準の欄にある「(津波に関するその他の情報に含めて発表)」を削除。津波警報・注意報・予報にまとめて発表される。	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 イ 津波関係 (ウ) 津波予報  0.2m未満の海面変動が予想されたとき <del>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</del>  津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <del>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</del>	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 イ 津波関係 (ウ) 津波予報  0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)  津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)
銚子地方気象 台 地-3-28  防災対策課 地-3-32	追記項目があるため  誤記載のため	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (2) 受伝達系統等 津波警報等伝達系統図 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先 5 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 c 災害対策本部 (b) <資料編1-12 <u>千葉県消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書</u> >	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (3) 受伝達系統等 津波警報等伝達系統図 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 5 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 c 災害対策本部 (b) <資料編1-12 <u>ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書</u> >
報道広報課 地-3-35	広報媒体の追加	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 災害時の広報(総合企画部、防災危機管理部、市町村) (1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 災害時の広報(総合企画部、防災危機管理部、市町村) (1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案				現行			
		<p>なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県公式SNS</u>、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>ア 一般広報活動</p> <p>(ア) 市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報</p> <p>(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報</p> <p>(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報</p> <p>(エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>県公式SNS</u>など）を活用した広報</p> <p>(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>				<p>なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>ア 一般広報活動</p> <p>(ア) 市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報</p> <p>(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報</p> <p>(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報</p> <p>(エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>メール</u>など）を活用した広報</p> <p>(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>			
機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線	一 般 加 入 電 話			機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線	一 般 加 入 電 話		
日本放送 協会千葉 放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203- <u>0</u> <u>507</u>	043-203-0 396	日本放送 協会千葉 放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203- <u>0</u> <u>597</u>	043-203-0 396
千葉テレ ビ放送(株) 報道局報 道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3</u> <u>111</u>	043-231-4 999	千葉テレ ビ放送(株) 報道局報 道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3</u> <u>100</u>	043-231-4 999
(株)ベイ エフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>7</u> <u>878</u>	043-351- <u>7</u> <u>827</u>	(株)ベイ エフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>7</u> <u>841</u>	043-351- <u>7</u> <u>870</u>
(株)ニッ ポン放送 編成局報 道部	-	-	03-3287- <u>1</u> <u>111</u>	03-3287-7 696	(株)ニッ ポン放送 編成局報 道部	-	-	03-3287- <u>7</u> <u>622</u>	03-3287-7 696

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 政策室 地-3-38	名称が変更されたため	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <u>X (旧：ツイッター)</u> 等のSNS	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <u>ツイッター</u> 等のSNS
危機管理政策 課 地域室 地-3-39	防災基本計画 修正のため	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等 (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、 <u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、</u> 避難支援体制の整備に努める。	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等 (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-39	脱字の修正	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p>(2)市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p>(2)市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>
危機管理政策課 地域室 地-3-39	新型コロナウイルス感染症の5類移行のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p><u>(4) 削除</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p><u>(4) 県及び保健所設置市は、市町村の防災担当部局との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。</u></p>
危機管理政策課 地域室 地-3-40	新型コロナウイルス感染症の5類移行のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所等の開設・運営</p> <p>(2)市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所の開設・運営</p> <p>(2)市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 歯科医師会 地-3-39, 40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所等の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や <u>摂食嚥下機能</u> のアセスメントの実施、食物アレルギーや <u>食形態、栄養バランス等</u> に配慮した食料の確保、 <u>入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等</u> に努めるものとする。	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<u>(7) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	(新規)
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<u>(8) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	(新規)
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<u>(9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。</u>	(7) 市町村は、 <u>家庭動物との同行避難に備えて</u> 、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<p>(10) 市町村は、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(11) ~ (15)</p>	<p>(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、<u>段ボールベッド、畳・パーティション</u>、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(9) ~ (13)</p>
(衛生指導課) 危機管理政策課 地-3-40	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	(15) 市町村は、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	(13) 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
危機管理政策課 地域室 地-3-43	新型コロナウイルス感染症の5類移行のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 津波避難計画 3 住民等の避難誘導 <u>(4) 削除</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 津波避難計画 3 住民等の避難誘導 (4) <u>県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-44  医療整備課 地-3-44	防災基本計画 の修正のため	第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 <u>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。</u>  ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、 <u>協定に基づき</u> 、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T） <u>や災害支援ナース</u> を避難所へ派遣する。	第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 <u>(新規)</u>  ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、 <u>「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により</u> 、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。
医療整備課 地-3-57	時点修正のため	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図 <u>時点修正を受け差し替え。</u>	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図
医療整備課 地-3-58	時点修正のため	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図 <u>時点修正を受け差し替え。</u>	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
医療整備課 地-3-59	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p> <table border="1" data-bbox="465 322 1267 671"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>医療機関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県美浜区</td> <td><u>千葉県総合救急災害医療センター</u></td> <td><u>千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場		(略)		千葉県美浜区	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u>	<u>千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート</u>		(略)		<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p> <table border="1" data-bbox="1294 322 2103 671"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>医療機関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県美浜区</td> <td><u>千葉県救急医療センター</u></td> <td><u>印旛沼下水道事務所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場		(略)		千葉県美浜区	<u>千葉県救急医療センター</u>	<u>印旛沼下水道事務所</u>		(略)	
地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場																									
	(略)																										
千葉県美浜区	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u>	<u>千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート</u>																									
	(略)																										
地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場																									
	(略)																										
千葉県美浜区	<u>千葉県救急医療センター</u>	<u>印旛沼下水道事務所</u>																									
	(略)																										
防災対策課 地-3-60	組織に改正による	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 6 航空機の運用調整等 県は、(～省略～) 災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する <u>応急対策班</u>を設置し、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>応急対策班</u>は、警察、消防、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>応急対策班</u>は、災害応急対策に(～省略～) 調整を行うものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 6 航空機の運用調整等 県は、(～省略～) 災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する <u>航空運用調整班</u>を設置し、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班</u>は、警察、消防、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班</u>は、災害応急対策に(～省略～) 調整を行うものとする。</p>																								
防災対策課 地-3-64	制度改正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 5 緊急通行車両の確認等(防災危機管理部、警察本部) (2) 緊急通行車両の <u>災害発生前の確認</u> イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>標章及び確認証明書</u>を交付する。 ウ <u>標章</u>の交付を受けた車両については、交通検問所で <u>緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 5 緊急通行車両の確認等(防災危機管理部、警察本部) (2) 緊急通行車両の <u>事前届出・確認</u> イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。 ウ <u>届出済証</u>の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し</p>																								





担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
医療整備課 地-3-76	時点修正のため	<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="524 284 1283 774"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td>千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)		<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="1352 284 2116 737"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td>県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)	
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
危機管理政策課 地-3-79	防災基本計画修正のため	<p>7 市町村の受援体制の整備（<u>防災危機管理部</u>、市町村） (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>7 市町村の受援体制の整備（市町村） (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>(追記)</u></p>																								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
健康福祉政策課 都市計画課 地-3-81	国の防災基本計画に記載あり  誤記のため	第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） （1）人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、 <u>JDAT</u> 、 <u>DPAAT</u> 等）  <u>エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）</u> <u>オ～ク</u> カ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 <del>応急</del> 危険度判定士の派遣	第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） （1）人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、 <u>DPAAT</u> 等）  <u>（新規）</u> <u>エ～キ</u> オ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 <del>応急</del> 危険度判定士の派遣
防災対策課 地-3-86	防衛省防災業務計画（令和6年3月28日）の記載要領と整合のため	第10節 自衛隊への災害派遣要請 6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村） （5）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 イ 避難の援助 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 <u>また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。</u>	第10節 自衛隊への災害派遣要請 6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村） （5）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 イ 避難の援助 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 <u>（新規）</u>
防災対策課 地-3-87	防衛省防災業務計画（令和6年3月28日）の記載要領と整合のため	ケ 給食、給水 <u>及び入浴支援</u> 被災者に対し、給食、給水 <u>及び入浴支援</u> を実施する。 <del>コ 入浴支援 被災者に対し、入浴支援を実施する。</del>	ケ 給食及び給水 被災者に対し、給食 <u>及び</u> 給水を実施する。 コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	め	<u>コ～シ</u>	<u>コ～ス</u>
疾病対策課 地-3-94  (東-5-40、 風-3-104も同 様)	感染拡大防止策を講じるのは施設等の管理者等になる。	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） （3）災害防疫の実施方法 ア 県の業務 （ア）予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等 <u>に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） （3）災害防疫の実施方法 ア 県の業務 （ア）予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等 <u>の協力を得て感染拡大防止策を講ずる。</u>
疾病対策課 地-3-94  (東-5-40、 風-3-104も同 様)	感染症法27条の規定による消毒の実施主体は市町村である。	(キ) 消毒の実施 <u>感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	(キ) 消毒の実施 感染症法第27条の規定により、 <u>消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。</u>
疾病対策課 地-3-94  (東-5-40、 風-3-104も同 様)	国の防災基本計画の記載に統一  国の防災基本計画に記載あり	(ク) <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> （略）  (ケ) <u>専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。</u>	(ク) <u>指定感染症</u> に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は <u>指定感染症</u> （略）  (新規)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	国の防災基本計画に記載あり	イ 市町村の業務 <u>(オ) 専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請を検討する。</u>	<u>(新規)</u>
疾病対策課 地-3-94 地-3-95  (東-5-40、 風-3-105も同 様)	災害時に限ったことではないため、記載がなくても実施する。(これを記載するのであれば患者の移送等も記載する必要がある。)	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫(健康福祉部、市町村) <u>(4) 削除</u>  <u>(4) ~ (5)</u>	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫(健康福祉部、市町村) (4) 患者の入院  <u>(5) ~ (6)</u>
衛生指導課 地-3-95	説明追記	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の搜索処理等(防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村) (1) 実施機関 イ <u>遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について</u> 、当該市町村限りで <u>対応</u> 不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の <u>火葬実施</u> 体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の搜索処理等(防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村) (1) 実施機関 イ 当該市町村限りで <u>処理</u> 不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の <u>処理</u> 体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
衛生指導課 地-3-97	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、 <u>獣医師会等</u> 関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、 <u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等</u> 動物救護活動を実施する。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
循環型社会推進課 地-3-97	全市町村で災害廃棄物処理計画の策定が完了したため	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の <u>適宜見直し</u> を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の <u>策定</u> を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。
循環型社会推進課 地-3-97	文章の統一のため	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （イ）災害廃棄物の処理方針 a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村 <u>において</u> 適正に処分することとする。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （イ）災害廃棄物の処理方針 a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の <u>最終処分場</u> で適正に処分することとする。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
住宅課 地-3-101	協定団体の増 加のため	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（3）建設資材の確保</p> <p>ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④<u>一般社団法人日本ログハウス協会</u>⑤<u>一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>のあつせんする業者を通じて確保する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（3）建設資材の確保</p> <p>ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。</p>
東京ガス(株) 地3-107		<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>4 ガス施設</p> <p>（3）災害時の広報（エ）</p> <p>イ マイコンメータが作動してガスが出ない場合</p> <p>（イ）クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し<u>（蓋がないタイプもある）</u>、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>（5）事業継続計画の策定・発動（東京ガス(株)、<u>東京ガスネットワーク(株)</u>）</p>	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>4 ガス施設</p> <p>（3）災害時の広報（エ）</p> <p>イ マイコンメータ<u>（前面にランプがあるメータ）</u>が作動してガスが出ない場合</p> <p>（イ）クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>（5）事業継続計画の策定・発動（東京ガス(株)）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 支援室 地-3-118	防災基本計画 修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策 課 支援室 地-4-2	防災基本計画 修正のため	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
団体指導課 地-4-11 地-4-12  下水道課 地-4-16	現行の融資制度に合わせ、利率の記載方法及び償還期間を修正する必要があるため。  下水道の地震対策マニュアルとの差異のため	12 農林漁業者への融資 ① 地-4-12 の表の時点を「令和 <u>6</u> 年 8 月 1 日」とする。 ② 「(株)日本政策金融公庫資金」に係る「利率欄」を「 <u>固定金利</u> ( <u>適用される融資時の金利は毎月見直し</u> )」に修正する。 ③ 「農林漁業セーフティネット資金」に係る償還期間を「 <u>15</u> 年」に修正する。  第4章 災害復旧対策 第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 2 下水道施設 下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。 ア 管路施設（優先度の高い順） (ア) 重要な幹線等 (イ) その他の幹線管渠 (ウ) 枝線管渠 (エ) 取付管渠 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） (ア) 非常用電力、水源の確保 (イ) 下水排除（揚水等） (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（ <u>消毒</u> ） (エ) 汚水処理	12 農林漁業者への融資 ① 「令和 <u>4</u> 年 8 月 1 日」 ② 「 <u>変動</u> （毎月見直し）」 ③ 「 <u>10</u> 年」  第4章 災害復旧対策 第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 2 下水道施設 下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。 ア 管路施設（優先度の高い順） (ア) <u>処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等</u> (イ) その他の幹線管渠 (ウ) 枝線管渠 (エ) 取付管渠 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） (ア) 非常用電力、水源の確保 (イ) 下水排除（揚水等） (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（ <u>滅菌</u> ） (エ) 汚水処理
銚子地方気象台 地6-2	文字の統一	第1節 総則 2 定義（1）後発地震 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で <u>M<sub>w</sub></u> 7 以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。	第1節 総則 2 定義（1）後発地震 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で <u>M</u> 7 以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

○千葉県地域防災計画【地震・津波附編〔東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
関東総合通信局 総-3-2	文言追加	(関東総合通信局) 3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること	(関東総合通信局) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること								
危機管理政策課 東-2-6	解除・追加等による	<table border="1" data-bbox="459 470 1164 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 470 788 545">機 関 名</th> <th data-bbox="788 470 1164 545">業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 545 788 1029">京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 <del>東日本ガス株式会社</del> 総武ガス株式会社 <del>日本瓦斯株式会社</del> <del>株式会社エナジー宇宙</del></td> <td data-bbox="788 545 1164 1029">1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 <del>東日本ガス株式会社</del> 総武ガス株式会社 <del>日本瓦斯株式会社</del> <del>株式会社エナジー宇宙</del>	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること	<table border="1" data-bbox="1288 470 1993 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="1288 470 1617 545">機 関 名</th> <th data-bbox="1617 470 1993 545">業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1288 545 1617 1029">京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社</td> <td data-bbox="1617 545 1993 1029">1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
機 関 名	業 務 大 綱										
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 <del>東日本ガス株式会社</del> 総武ガス株式会社 <del>日本瓦斯株式会社</del> <del>株式会社エナジー宇宙</del>	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること										
機 関 名	業 務 大 綱										
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 公益社団法人千葉県LPガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること										
危機管理政策課 東-4-2	解除・追加による	<table border="1" data-bbox="459 1077 788 1364"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1077 788 1364">房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 <del>東日本ガス株式会社</del> (公社)千葉県LPガス協会 総武ガス株式会社 <del>日本瓦斯株式会社</del> <del>株式会社エナジー宇宙</del></td> </tr> </tbody> </table>	房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 <del>東日本ガス株式会社</del> (公社)千葉県LPガス協会 総武ガス株式会社 <del>日本瓦斯株式会社</del> <del>株式会社エナジー宇宙</del>	<table border="1" data-bbox="1310 1109 1639 1364"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1310 1109 1639 1364">房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 (公社)千葉県LPガス協会 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 (公社)千葉県LPガス協会 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社						
房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 <del>東日本ガス株式会社</del> (公社)千葉県LPガス協会 総武ガス株式会社 <del>日本瓦斯株式会社</del> <del>株式会社エナジー宇宙</del>											
房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 (公社)千葉県LPガス協会 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社											



担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																															
東-5-9	解除・追加による	<p>第5章 計画宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達および広報 1 警戒宣言の伝達 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1" data-bbox="497 368 831 643"> <tr><td>房</td><td>州</td><td>瓦</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>京</td><td>和</td><td>ガ</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>銚</td><td>子</td><td>瓦</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>野</td><td>田</td><td>ガ</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>角</td><td>栄</td><td>瓦</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td colspan="5"><del>東日本ガス(株)</del></td></tr> <tr><td colspan="5">(公社)千葉県LPガス協会</td></tr> <tr><td colspan="5">総武ガス(株)</td></tr> <tr><td colspan="5"><del>日本瓦斯(株)</del></td></tr> <tr><td colspan="5"><del>(株)エナジー宇宙</del></td></tr> </table>	房	州	瓦	ス	(株)	京	和	ガ	ス	(株)	銚	子	瓦	ス	(株)	野	田	ガ	ス	(株)	角	栄	瓦	ス	(株)	<del>東日本ガス(株)</del>					(公社)千葉県LPガス協会					総武ガス(株)					<del>日本瓦斯(株)</del>					<del>(株)エナジー宇宙</del>					<p>第5章 計画宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達および広報 1 警戒宣言の伝達 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1" data-bbox="1317 384 1650 632"> <tr><td>房</td><td>州</td><td>瓦</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>京</td><td>和</td><td>ガ</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>銚</td><td>子</td><td>瓦</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>野</td><td>田</td><td>ガ</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td>角</td><td>栄</td><td>瓦</td><td>ス</td><td>(株)</td></tr> <tr><td colspan="5">東日本ガス(株)</td></tr> <tr><td colspan="5">(公社)千葉県LPガス協会</td></tr> <tr><td colspan="5">総武ガス(株)</td></tr> <tr><td colspan="5">日本瓦斯(株)</td></tr> </table>	房	州	瓦	ス	(株)	京	和	ガ	ス	(株)	銚	子	瓦	ス	(株)	野	田	ガ	ス	(株)	角	栄	瓦	ス	(株)	東日本ガス(株)					(公社)千葉県LPガス協会					総武ガス(株)					日本瓦斯(株)				
房	州	瓦	ス	(株)																																																																																														
京	和	ガ	ス	(株)																																																																																														
銚	子	瓦	ス	(株)																																																																																														
野	田	ガ	ス	(株)																																																																																														
角	栄	瓦	ス	(株)																																																																																														
<del>東日本ガス(株)</del>																																																																																																		
(公社)千葉県LPガス協会																																																																																																		
総武ガス(株)																																																																																																		
<del>日本瓦斯(株)</del>																																																																																																		
<del>(株)エナジー宇宙</del>																																																																																																		
房	州	瓦	ス	(株)																																																																																														
京	和	ガ	ス	(株)																																																																																														
銚	子	瓦	ス	(株)																																																																																														
野	田	ガ	ス	(株)																																																																																														
角	栄	瓦	ス	(株)																																																																																														
東日本ガス(株)																																																																																																		
(公社)千葉県LPガス協会																																																																																																		
総武ガス(株)																																																																																																		
日本瓦斯(株)																																																																																																		
報道広報課 東-5-11	広報媒体の追加	<p>2 警戒宣言時の広報 警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市町村、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。 なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。 緊急連絡を受けた県災害対策本部は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。 なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む。)、<u>県公式SNS</u>、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p>	<p>2 警戒宣言時の広報 警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市町村、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。 なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。 緊急連絡を受けた県災害対策本部は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。 なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む。)、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p>																																																																																															
報道広報課 地-東-5-12	広報媒体の追加	<p>2 警戒宣言時の広報 (1) 県における広報 イ 広報の実施方法 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む。)、<u>県公式SNS</u>を活用するなど、広報活動を行う。</p>	<p>2 警戒宣言時の広報 (1) 県における広報 イ 広報の実施方法 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む。)を活用するなど、広報活動を行う。</p>																																																																																															

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
千葉県警 交通規制課 東-5-20 東-5-22	古い資料のため新しいものと差し替え	第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 交通対策 1 道路交通対策 (1) 県警察のとり交通対策 別表1 <u>緊急交通路指定予定路線一覧</u>  <u>緊急交通路指定予定路線</u>	第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 交通対策 1 道路交通対策 (1) 県警察のとり交通対策 別表1 <u>広域交通規制対象道路及び広域交通検問所</u>
東京ガス(株) 東-5-30	組織改正のため	第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策 4 ガス対策 東京ガス株式会社・ <u>東京ガスネットワーク株式会社</u> は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる	第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策 4 ガス対策 東京ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる
危機管理政策課 東5-32	追加・解除による	(4) 広報 大多喜ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、 <del>東日本ガス株式会社</del> 、総武ガス株式会社、 <del>日本瓦斯株式会社株式会社エナジー宇宙</del> は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。	(4) 広報 大多喜ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、 <u>東日本ガス株式会社</u> 、総武ガス株式会社、 <u>日本瓦斯株式会社</u> は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。
危機管理政策課 東-5-33		第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策 5 通信対策 (2) 情報連絡室の設置 警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 <del>なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。</del> <del>設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント 幕張8F）</del> <del>電話番号：043-211-8652（代）</del>	第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策 5 通信対策 (2) 情報連絡室の設置 警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 <u>なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。</u> <u>設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント 幕張8F）</u> <u>電話番号：043-211-8652（代）</u>
疾病対策課 東-5-40	感染拡大防止策を講じるのは施設等の管理者等になる。	第10節 救護救援・防疫対策・保健活動 2 防疫対策 (1) 県が行う業務 ア 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等 <u>に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	第10節 救護救援・防疫対策・保健活動 2 防疫対策 (1) 県が行う業務 ア 県の業務 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等 <u>の協力を得て感染拡大防止策を講ずる。</u>

○千葉県地域防災計画【第3編 風水害編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-15	誤記の修正	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、<del>財産</del>を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、<u>財産</u>を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>
河川環境課 風-2-15	記載内容の見直し	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の<u>指定</u></p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表し、<u>広く周知する。</u></p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p><del>「土砂災害特別警戒区域」は、</del>警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p><u>ウ 基礎調査予定箇所</u></p> <p><u>土砂災害防止対策基本指針に基づく高精度な地形情報等を用いた危険箇所の抽出結果と、市町村からの情報提供箇所を基礎調査予定箇所として選定し、令和3年5月に公表した。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の<u>公表</u></p> <p>県は、土砂災害が発生するおそれがある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれがある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表するとともに、関係住民及び市町村へ周知する。</p> <p>(2) 基礎調査の推進</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。</p> <p>また、基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。</p> <p>さらに、区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されていることから、「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、数値標高モデルを用いた危険箇所の抽出や「市町村との情報共有の仕組み」による危険箇所の把握を行った結果を「基礎調査予</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>基礎調査予定箇所の調査は、市町村と連携して計画的に実施している。</u></p> <p><u>&lt;資料編 8-10 土砂災害警戒区域一覧表&gt;</u></p> <p>(2) ~ (3)</p>	<p>定箇所」として選定し、市町村と連携して、計画的に基礎調査を実施する。</p> <p><u>&lt;資料編 8-11 基礎調査予定箇所一覧表&gt;</u></p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p>(4) ~ (5)</p>
河川環境課 風-2-15	法律に合わせた修正	<p>(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>県は、<u>土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水</u>を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策</p>	<p>(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策</p>
河川環境課 風-2-17	誤記のため		

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-18	国からの通知による	<p>ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>現在の急傾斜地崩壊危険区域は&lt;資料編8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表&gt;のとおりであるが、<u>この指定</u>区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、<u>当該箇所及び周辺</u>地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。</p> <p>(2) 土石流対策</p> <p><u>土石流危険渓流とは、</u>土石流が発生するおそれがある<u>区域について、</u>砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。</p>	<p>ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は&lt;資料編8-9 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表&gt;のとおりであるが、<u>この指定</u>区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、<u>当該箇所及び周辺</u>地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。</p> <p>(2) 土石流対策</p> <p><u>土石流危険渓流とは、</u>土石流が発生するおそれがある<u>渓流をい</u>い、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、<u>渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。</u></p> <p><u>これらの渓流について、</u>砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。</p>
耕地課 河川環境課 風-2-18	国の施策を踏まえた時点修正	<p>(3) 地すべり対策</p> <p>～県土整備部河川整備課<u>及び河川環境課</u>（国土交通省所管）の<u>三課</u>で分担して～</p> <p>ア 地すべり防止区域の指定</p> <p>県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。</p> <p>現在、防止区域に指定されている区域は&lt;資料編8-8 地すべり防止区域等&gt;表2～4のとおりであり、<u>指定を要する危険箇所は表5～6のとおりであるが、</u>今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。</p>	<p>～県土整備部河川整備課<u>及び河川環境課</u>（国土交通省所管）の<u>四課</u>で分担して～</p> <p>ア 地すべり防止区域の指定</p> <p>県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。</p> <p>現在、防止区域に指定されている区域は&lt;資料編8-8 地すべり防止区域等&gt;表2～4のとおりであり、<u>指定を要する危険箇所は表5～6のとおりであるが、</u>今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。</p>
危機管理政策課 都市計画課 風-2-19	防災基本計画修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業の推進</p> <p>(6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策</p> <p>県は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、これらを踏まえ、</u>危険が確認された盛土</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業の推進</p> <p>(6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策</p> <p>県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、</u>危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。<u>また、</u>県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-19 銚子地方気象 台 風-2-21	国からの通知 による 修正	<p><u>等</u>について、各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに、</u>県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p><del>＜資料編 8-12 土石流危険溪流一覧表＞</del></p> <p>第2章 災害予防計画 第4節 風害予防対策 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） （1）気象情報の確認 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。<u>「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。</u></p>	<p>地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>＜資料編 8-12 土石流危険溪流一覧表＞</p> <p>第2章 災害予防計画 第4節 風害予防対策 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） （1）気象情報の確認 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
消防課 風-2-31	大会開催形式 変更のため  名称変更による	第2章 災害予防計画 第7節 消防計画 5 消防思想の普及（防災危機管理部） （3）県消防大会及び <u>全国消防操法大会千葉県代表選考会</u> を開催する。 （4）各種講習会等を開催する。 （5）下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 （公財）千葉県消防協会 （一社）千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年 <u>女性</u> 防火委員会 （一社）千葉県消防設備協会	第2章 災害予防計画 第7節 消防計画 5 消防思想の普及（防災危機管理部） （3）県消防大会及び <u>県操法大会</u> を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。 （4）各種講習会等を開催する。 （5）下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 （公財）千葉県消防協会 （一社）千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年婦人防火委員会 （一社）千葉県消防設備協会
危機管理政策 課 地域室 風-2-33	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 （2）避難行動要支援者名簿の作成等 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。 <u>また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 （2）避難行動要支援者名簿の作成等 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。 <u>（新規）</u>
危機管理政策 課 地域室 風-2-34	防災基本計画 修正のため	オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>（新規）</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 地域室 風-2-35	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に<u>努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</u></p> <p>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。</p> <p>また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成を進める。</p> <p><u>併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に<u>努める。</u></p> <p>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。</p> <p>また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成を進める。</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策 課 地域室 風-2-35	防災基本計画 修正のため	<p>ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 防災対策課 健康福祉部 風-2-36	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画            第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備            2 要配慮者全般への対応            (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画            第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備            2 要配慮者全般への対応            (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 風-2-38	修正された国の防災基本計画において「重要拠点の通信確保」の記載が追加されたため、それに倣ったもの	<p>第2章 災害予防計画            第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p><u>また、電気通信事業者にあつては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>なお、災害時の通信連絡システムは以下のとおりである。</p>	<p>第2章 災害予防計画            第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。</p> <p>また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p>なお、災害時の通信連絡システムは以下のとおりである。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
消防課 風-2-42	本文の脱字修正のため	第2章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備 11 アマチュア無線の活用（防災危機管理 <u>理</u> 部）	第2章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備 11 アマチュア無線の活用（防災危機管部）
危機管理政策課 風-2-43	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （2）市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、 <u>家庭動物の飼養に関する資材</u> 等を中心とした備蓄に努めるものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （2）市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。
防災対策課 風-2-44	今回の防災基本計画改正において、物資輸送拠点の運営に係る人員や資機材等の確保に努めるものとする旨が追加されたため。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携 <u>して人員や資器材を確保する等の</u> 体制を整備するものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。
医療整備課 風-2-45	時点修正のため	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） （2）応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） （2）応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
		<p>備しているところである。</p> <p style="text-align: center;"><del>（令和3年7月1日現在）</del></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">整備状況</th> <th style="width: 50%;">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)         </td> <td>           識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液         </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液	<p>等に整備しているところである。</p> <p style="text-align: center;">（令和3年7月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">整備状況</th> <th style="width: 50%;">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)         </td> <td>           識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液         </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液
整備状況	応急医療資機										
県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液										
整備状況	応急医療資機										
県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液										
危機管理政策課 地域室 風-2-47	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>								

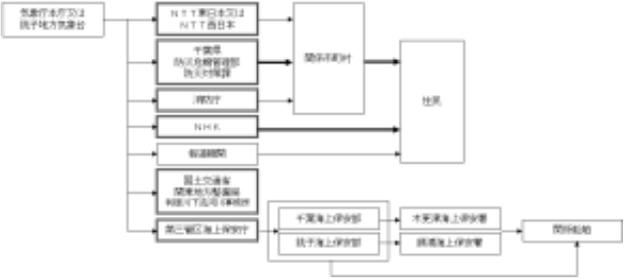
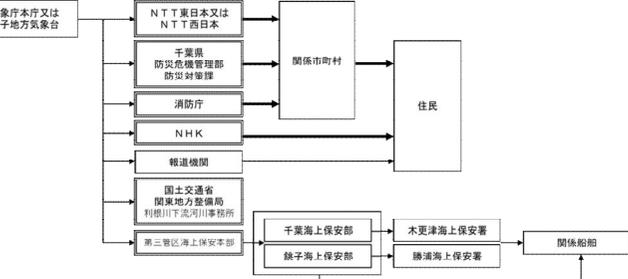
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 (新旧 P. 12, 23)修正 のため	(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、 <u>井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</u> <u>なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>	(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、 <u>冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u>
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	(カ) <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</u>	(カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、避難所で感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。	(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、避難所で感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 の修正	(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u> に努める。	(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行										
風-2-48	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<u>(チ) 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>										
風-2-49	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<u>(ツ) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする</u>	<u>(新規)</u>										
風-2-49	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<u>(テ) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>										
防災対策課 風-3-5	千葉県災害対策本部要綱改正に伴う修正	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 県の活動体制（防災危機管理部） (2) 県災害対策本部（表の修正） <table border="1" data-bbox="535 1225 1216 1444"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長</td> </tr> </table>	本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 県の活動体制（防災危機管理部） (2) 県災害対策本部（表の修正） <table border="1" data-bbox="1364 1225 2045 1444"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長</td> </tr> </table>	本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長
本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長											
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長											
本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長											
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長											

担当部署名 ページ	修正理由	修正案		現行					
				人事課長 財政課長 市町村課長				人事課長 財政課長 市町村課長	
防災対策課 風-3-6	千葉県災害対 策本部要綱改 正に伴う修正	(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、 <del>航空運用調整班</del> 、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。 (3) 県応急対策本部（表の修正）		<del>統制班</del> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <del>航空運用調整班</del> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、 <u>航空運用調整班</u> 、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。 (3) 県応急対策本部（表の修正）		事務局長 庶務班 情報班 応急対策班	庶務班 情報班 応急対策班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	
防災対策課 風-3-9	千葉県応急対 策本部設置要 綱改正に伴う 修正	本 部 事	事務局長	防災危機管理部次長	本 部 事	事務局長	防災危機管理部次長	庶務班 情報班 応急対策班	
			事務局職員	<del>統制班</del> 庶務班 情報班			事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案				現行			
防災対策課 風-3-16	資料編の追加		務 局		応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班		務 局		応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班
危機管理政策 課 風-3-19	千葉市の救助 実施市指定 (R5.4)	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） (3) 救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内 <u>(救助実施市を除く)</u> に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。  <u>エ 救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 5 市町村支援（防災危機管理部） (1) 情報連絡員の派遣について (略)  <u>&lt;資料編 1-22 千葉県情報連絡員運用要綱&gt;</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） (3) 救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。  <u>(新規)</u>					

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 政策室 風-3-22	名称が変更されたため	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制（全庁） （2）通信連絡手段 ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達 （イ）市町村 （中略） <u>X（旧：ツイッター）等のSNS</u>	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制（全庁） （2）通信連絡手段 ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達 （イ）市町村 （中略） <u>ツイッター等のSNS</u>
東京ガス(株) 風-3-23	組織改正のため	（6）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部） イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 （ク） <u>東京ガス(株)／東京ガスネットワーク(株)通信施設</u> <資料編3-12 NHK千葉放送局・ <u>東京ガス(株)／東京ガスネットワーク(株)通信施設</u> >	（6）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部） イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 （ク）東京ガスネットワーク(株)通信施設 <資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク(株)通信施設>
銚子地方气象台 風-3-28	気象庁HP「特別警報、警報、注意報、気象情報」参照 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/keihou.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/keihou.html</a>	2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 （2）気象通報組織の整備 特別警報・警報・注意報の種類と概要 <u>※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</u> <u>土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u>	2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 （2）気象通報組織の整備 特別警報・警報・注意報の種類と概要 表の最後に追記
河川環境課 風-3-29	国からの通知による	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害 <u>警戒区域</u> のない浦安	カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害 <u>危険個所</u> のな

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
大気保全課 風-3-30	終了予定のため	市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。  第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 2 気象注意報・警報等の伝達 (2) 気象通報組織の整備	い浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。  第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 2 気象注意報・警報等の伝達 (2) 気象通報組織の整備
銚子地方気象台 風-3-30	気象業務法施行例に基づき修正	セ 線状降水帯に関する各種情報 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。 <u>この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。</u> <u>また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報で発表される。</u>  (2) 気象通報組織の整備 ソ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 	セ 線状降水帯に関する各種情報 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（府県気象情報の一種）が発表される。 <u>また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。</u> なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。  (2) 気象通報組織の整備 ソ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 風-3-32	追記	1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号 <u>並びに第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。  2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (5) 注意報・警報・特別警報実施基準 <u>令和5年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。</u> <u>令和6年5月23日から洪水注意報・警報基準値を改正した。</u>	1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (5) 注意報・警報・特別警報実施基準 (新規)
銚子地方気象 台 風-3-33	資料編に基準 記載されてい ため削除	ア 気象官署が発表する注意報の基準 <del>千葉中央：千葉1.8m</del> <del>東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m</del> <del>印旛を除く—香取・海匝：銚子漁港1.0m</del> <del>山武・長生：銚子漁港1.0m—君津：神奈川県横浜港1.3m</del> <del>夷隅・安房：館山市布良1.5m</del>	ア 気象官署が発表する注意報の基準 千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m 印旛を除く 香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m 君津：神奈川県横浜港1.3m 夷隅・安房：館山市布良1.5m
銚子地方気象 台 風-3-34	修正	イ 気象官署が発表する警報の基準 台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 <u>高潮警報・注意報基準表</u> >	イ 気象官署が発表する警報の基準 台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 <u>大雨、洪水注意報及び警報基準表</u> >
銚子地方気象 台 風-3-34	資料編に基準 記載されてい ため削除	イ 気象官署が発表する警報の基準 <del>千葉中央：千葉3.3m</del> <del>東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m</del> <del>—印旛を除く。—香取・海匝：銚子漁港1.5m</del> <del>山武・長生：銚子漁港1.5m—君津：神奈川県横浜港1.6m</del> <del>夷隅・安房：館山市布良1.8m</del>	イ 気象官署が発表する警報の基準 千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m 印旛を除く。 香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m 君津：神奈川県横浜港1.6m 夷隅・安房：館山市布良1.8m
防災対策課 風-3-38	誤記載のため	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 c 災害対策本部 ヘリテレ搭載回転翼	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 c 災害対策本部 ヘリテレ搭載回転翼

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																														
報道広報課 風-3-41	広報媒体の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察本部 かとり1号、2号、3号</li> <li>・千葉市 おおとり1号、2号</li> </ul> <p>&lt;資料編1-12 <u>千葉市消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書</u>&gt;</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 4 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。 なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県公式SNS</u>、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法 (エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>県公式SNS</u>など）を活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 ・ 窓 口</th> <th colspan="2">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2">一 般 加 入 電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会千葉放送局（放送）</td> <td>500-7393</td> <td>500-7394</td> <td>043-203-<u>0507</u></td> <td>043-203-0396</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)報道局報道部</td> <td>500-7303</td> <td>500-9702</td> <td>043-231-<u>3111</u></td> <td>043-231-4999</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0507</u>	043-203-0396	千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3111</u>	043-231-4999	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察本部 かとり1号、2号、3号</li> <li>・千葉市 おおとり1号、2号</li> </ul> <p>&lt;資料編1-12 <u>ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書</u>&gt;</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 4 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。 なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県民だより</u>等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法 (エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>メール</u>など）を活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 ・ 窓 口</th> <th colspan="2">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2">一 般 加 入 電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会千葉放送局（放送）</td> <td>500-7393</td> <td>500-7394</td> <td>043-203-<u>0597</u></td> <td>043-203-0396</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)報道局報道部</td> <td>500-7303</td> <td>500-9702</td> <td>043-231-<u>3100</u></td> <td>043-231-4999</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0597</u>	043-203-0396	千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3100</u>	043-231-4999
機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																														
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0507</u>	043-203-0396																													
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3111</u>	043-231-4999																													
機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																														
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0597</u>	043-203-0396																													
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3100</u>	043-231-4999																													
風-3-42																																	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案					現行												
		(株) ベイエ フエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>787</u>	043-351- <u>827</u>	(株) ベイエ フエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>841</u>	043-351- <u>870</u>								
河川環境課 風-3-44	誤記のため	(株) ニッポ ン放送 編成局報 道部	-	-	03-3287- <u>111</u>	03-3287-7 696	(株) ニッポ ン放送 編成局報 道部	-	-	03-3287- <u>622</u>	03-3287-7 696								
河川環境課 風-3-47	水防計画に合 わせて修正	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 5 水防本部の組織 (1) 組織系統 <table border="1" data-bbox="465 692 766 890"> <tr><td colspan="2">(7) 本部指令班 (県庁)</td></tr> <tr><td>総務担当</td><td>渉外担当</td></tr> <tr><td><u>指令担当</u></td><td><u>情報担当</u></td></tr> <tr><td><u>災害担当</u></td><td><u>予備員</u></td></tr> </table>	(7) 本部指令班 (県庁)		総務担当	渉外担当	<u>指令担当</u>	<u>情報担当</u>	<u>災害担当</u>	<u>予備員</u>	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 5 水防本部の組織 (1) 組織系統 <table border="1" data-bbox="1308 692 1644 890"> <tr><td colspan="2">(7) 本部指令班 (県庁)</td></tr> <tr><td>総務担当</td><td>渉外担当</td></tr> <tr><td><u>千葉県立病</u></td><td><u>医薬品卸業</u></td></tr> <tr><td><u>医療救護班</u></td><td><u>ボランティア</u></td></tr> </table>	(7) 本部指令班 (県庁)		総務担当	渉外担当	<u>千葉県立病</u>	<u>医薬品卸業</u>	<u>医療救護班</u>	<u>ボランティア</u>
(7) 本部指令班 (県庁)																			
総務担当	渉外担当																		
<u>指令担当</u>	<u>情報担当</u>																		
<u>災害担当</u>	<u>予備員</u>																		
(7) 本部指令班 (県庁)																			
総務担当	渉外担当																		
<u>千葉県立病</u>	<u>医薬品卸業</u>																		
<u>医療救護班</u>	<u>ボランティア</u>																		
		第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 水防本部の配備体制と活動内容 (2) 水防配備体制  水防警戒体制 ③水位 <u>情報</u> 周知河川において、 <u>氾濫危険</u> 水位 ( <u>洪水</u> 特別警戒水位) に達したとき。(自動配備)	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 水防本部の配備体制と活動内容 (2) 水防配備体制  水防警戒体制 ③水位 <u>情報</u> 周知河川において、 <u>避難判断</u> 水位 (特別警戒水位) に達したとき。(自動配備)																

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-3-48		<p>(留意事項)</p> <p>1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防<b>配備</b>指令の発令が予測される時は、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。</p> <p>2 <b>水防</b>配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。</p>	<p>(留意事項)</p> <p>1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測される時は、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。</p> <p>2 配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。</p>
危機管理政策課 政策室 風-3-53	名称が変更されたため	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部） (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <b>X (旧：ツイッター)</b>等のSNS</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部） (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <u>ツイッター</u>等のSNS</p>
危機管理政策課 地域室 風-3-53	防災基本計画修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。 また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、<b>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、</b>避難支援体制の整備に努める。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。 また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課地域室 風-3-54	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行のため	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等 <u>(3) 削除</u>	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等 (3) 県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
危機管理政策 課地域室 風-3-54	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行のため	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所等の開設・運営 (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き <del>≒新型コロナウイルス感染症への対応編</del> 」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所の開設・運営 (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き <u>～新型コロナウイルス感染症への対応編～</u> 」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。
危機管理政策 課 歯科医師会 風-3-54	防災基本計画（新旧P.21）修正等のため	(5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や <u>摂食嚥下機能</u> のアセスメントの実施、食物アレルギー <u>や食形態、や栄養バランス等</u> に配慮した食料の確保、 <u>入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施</u> 等に努めるものとする。	(5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
危機管理政策 課 風-3-54	防災基本計画（新旧P.21）修正のため	<u>(7) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	(新規)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 風-3-55	防災基本計画 (新旧 P. 21, 22)修正 のため	<u>(8) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	(新規)
危機管理政策 課 風-3-55	防災基本計画 (新旧P. 20) 修正のため	<u>(9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。</u>	(7) 市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。
危機管理政策 課 風-3-55	防災基本計画 (新旧P. 20) 修正のため	<u>(10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。</u> また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。  <u>(11) ~ (15)</u>	(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、 <u>段ボールベッド、畳・パーティション</u> 、仮設風呂・シャワーなどである。 また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。  <u>(9) ~ (13)</u>
危機管理政策 課 風-3-55	国の防災基本 計画と記載 を合わせる ため。	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所の開設・運営 <u>(15)</u> 市町村は、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所の開設・運営 <u>(13)</u> 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課支援室 医療整備課 風-3-56	防災基本計画 の修正	<p>第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 <u>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。</u> ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、<u>協定に基づき</u>、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の設置、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。</p>
医療整備課 風-3-67	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図 <u>時点修正による差し替え</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図</p>
医療整備課 風-3-68	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図 <u>時点修正による差し替え</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図</p>
医療整備課 風-3-69	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案			現行		
		地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場	地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場
			(略)		(略)		
		千葉県美浜区	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u>	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u> <u>専用ヘリポート</u>	千葉県美浜区	千葉県救急医療センター	<u>印旛沼下水道事務所</u>
			(略)		(略)		
防災対策課 風-3-74	制度改正のため	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>（5）緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）</p> <p>イ 緊急通行車両の<u>災害発生前</u>の確認</p> <p>（イ）公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>標章及び確認証明書</u>を交付する。</p> <p>（ウ）<u>標章</u>の交付を受けた車両については、<u>交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。</u></p> <p>（エ）<u>災害発生前</u>の確認に関する手続は、別に定める。＜資料編5-1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認<u>及び事前届出</u>事務手続き等＞</p>			<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>（5）緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）</p> <p>イ 緊急通行車両の<u>事前届出・確認</u></p> <p>（イ）公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>緊急通行車両等事前届出済証</u>（以下「届出済証」という。）を交付する。</p> <p>（ウ）届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア（ア）の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記ア（イ）の標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>（エ）<u>事前届出・確認</u>に関する手続は、別に定める。＜資料編5-1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認<u>及び事前届出</u>事務手続き等＞</p>		
道路環境課 風-3-76 風-3-77	追記依頼のため	<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p><u>(10)交通マネジメント（県土整備部、警察本部、市町村）</u></p> <p><u>関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント<sup>*1</sup>及び交通需要マネジメント<sup>*2</sup>からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討</u></p>			<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p><u>（新規）</u></p>		

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
危機管理政策課 風-3-87	時点修正のため	<p> <u>会」という。）」を組織するものとする。</u>  <u>県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとする。</u>  <u>検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとする。</u>  <u>検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。</u> </p> <p> <u>※1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u>  <u>※2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u> </p> <p>           第3章 災害応急対策計画            第9節 広域応援の要請及び県外支援            3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）            （1）救援部隊            広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.4</u> 施設         </p> <table border="1" data-bbox="524 1098 1283 1401"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長生・夷隅ゾーン</td> <td><u>道の駅たけゆらの里おたき</u> <u>尼ヶ台総合公園</u></td> <td>（略） <u>警察</u> <u>消防、警察</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）		（略）		長生・夷隅ゾーン	<u>道の駅たけゆらの里おたき</u> <u>尼ヶ台総合公園</u>	（略） <u>警察</u> <u>消防、警察</u>		（略）		<p>           第3章 災害応急対策計画            第9節 広域応援の要請及び県外支援            3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）            （1）救援部隊            広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.2</u> 施設         </p> <table border="1" data-bbox="1373 1098 2110 1401"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長生・夷隅ゾーン</td> <td>（略） <u>（新規）</u></td> <td>（略） <u>（新規）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）		（略）		長生・夷隅ゾーン	（略） <u>（新規）</u>	（略） <u>（新規）</u>		（略）	
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																									
	（略）																										
長生・夷隅ゾーン	<u>道の駅たけゆらの里おたき</u> <u>尼ヶ台総合公園</u>	（略） <u>警察</u> <u>消防、警察</u>																									
	（略）																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																									
	（略）																										
長生・夷隅ゾーン	（略） <u>（新規）</u>	（略） <u>（新規）</u>																									
	（略）																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
医療整備課 風-3-88	時点修正のため	<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="524 284 1283 772"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td> <u>千葉県総合救急災害医療センター</u>            千葉大学医学部附属病院            千葉市立海浜病院            国立病院機構千葉医療センター            千葉市立青葉病院         </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)		<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="1370 284 2112 735"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td> <u>県救急医療センター</u>            千葉大学医学部附属病院            千葉市立海浜病院            国立病院機構千葉医療センター            千葉市立青葉病院         </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	<u>県救急医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)	
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	<u>県救急医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
防災対策課 風-3-90	資料編の追加	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 4 県の市町村への応援（防災危機管理部） (1) 情報連絡員の派遣について (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;資料編1-22 千葉県情報連絡員運用要綱&gt;</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 4 県の市町村への応援（防災危機管理部） (1) 情報連絡員の派遣について (略)</p>																								
危機管理政策課 風-3-91	防災基本計画修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 7 市町村の受援体制の整備（<u>防災危機管理部</u>、市町村） (略)</p> <p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 7 市町村の受援体制の整備（市町村） (略)</p> <p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 (新規)</p>																								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
歯科医師会 風-3-92	追記	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） （1）人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、<u>JDAT</u>、DPAT等）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） （1）人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）</p>
健康福祉政策 課 都市計画課 風-3-92, 93	追記	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16（1）人材支援 ウ 福祉チームの派遣（DWAT） <u>エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）</u> <u>オ スクールカウンセラー等の派遣</u> <u>カ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣</u> <u>キ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</u> 企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。 <u>ク 職員の派遣</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16（1）人材支援 ウ 福祉チームの派遣（DWAT） <u>（新規）</u> エ スクールカウンセラー等の派遣 オ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣 カ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等 企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。 キ 職員の派遣</p>
疾病対策課 風-3-105  (東-5-40、 地-3-95も同 様)	感染拡大防止策を講じるのは施設等の管理者等になる。	<p>第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） （3）災害防疫の実施方法 ア 県の業務 （ア）予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等<u>に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u></p>	<p>第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） （3）災害防疫の実施方法 ア 県の業務 （ア）予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等<u>の協力を得て感染拡大防止策を講ずる。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
疾病対策課 風-3-105  (東-5-40、 地-3-95も同 様)	感染症法27条の規定による消毒の実施主体は市町村である。	(キ) 消毒の実施 <u>感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	(キ) 消毒の実施 感染症法第27条の規定により、 <u>消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。</u>
疾病対策課 風-3-105  (東-5-40、 地-3-95も同 様)	国の防災基本計画の記載に統一  国の防災基本計画に記載あり  国の防災基本計画に記載あり	(ク) <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> （略）  <u>(ケ) 専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。</u>  イ 市町村の業務 <u>(オ) 専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。</u>	(ク) 指定感染症に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は指定感染症（略）  (新規)  (新規)
疾病対策課 風-3-105  (東-5-40、 地-3-95も同 様)	災害時に限ったことではないため、記載がなくても実施する。(これを記載するのであれば患者の移送等も記載する必要がある。)	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） <u>(4) 削除</u>	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） (4) 患者の入院

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
衛生指導課 風-3-106	説明追記	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の捜索処理等（防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） （1）実施機関 イ <u>遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について</u>、当該市町村限りで<u>対応</u>不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の<u>火葬実施</u>体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の捜索処理等（防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） （1）実施機関 イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の<u>処理</u>体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。</p>
衛生指導課 風-3-108	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、<u>獣医師会等</u>関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等</u>動物救護活動を実施する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p>
循環型社会推進課 風-3-108	全市町村で災害廃棄物処理計画の策定が完了したため	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の<u>適宜見直し</u>を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の<u>策定</u>を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会推進課 風-3-109	県災害廃棄物処理計画には未掲載のため	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （ウ）発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （ウ）発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。
住宅課 風-3-112	協定団体の増加のため	第3章 災害応急対策計画 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村） （3）建設資材の確保 ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④一般社団法人日本ログハウス協会⑤一般社団法人日本ムービングハウス協会のあつせんする業者を通じて確保する。	第3章 災害応急対策計画 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村） （3）建設資材の確保 ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。
東京ガス(株) 風-3-119	組織改正のため	4 ガス施設 （1）東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)	4 ガス施設 （1）東京ガス(株)
危機管理政策課 風-3-124	資料編とそろえるため	第3章 災害応急対策計画 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 4 ガス施設 （10） <del>（11）</del> <資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の（10） <del>（11）</del> >	第3章 災害応急対策計画 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 4 ガス施設 （10）（11） <資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の（10）（11）>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 風-3-124	解除・指定による	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>4 ガス施設</p> <p><del>(9) 東日本ガス(株)</del></p> <p>(9) <del>(株)エナジー宇宙</del></p> <p>(略)</p> <p><del>(10) 日本瓦斯(株)</del></p> <p>(10) 総武ガス(株)</p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>4 ガス施設</p> <p>(9) 東日本ガス(株)</p> <p>(略)</p> <p>(10) 日本瓦斯(株)</p> <p>(略)</p> <p>(11) 総武ガス(株)</p>
危機管理政策課支援室 風-3-129	防災基本計画修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>(新規)</p>
危機管理政策課支援室 風-4-2	防災基本計画修正のため	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等(全庁、市町村)</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能と</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等(全庁、市町村)</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>なるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>団体指導課 風-4-11 風-4-12</p>	<p>現行の融資制度に合わせ、利率の記載方法及び償還期間を修正する必要があるため。</p>	<p>12 農林漁業者への融資 風-4-11の表の時点を「令和<u>6</u>年8月1日」とする。</p> <p>「(株)日本政策金融公庫資金」に係る「利率欄」を「<u>固定金利(適用される融資時の金利は毎月見直し)</u>」に修正する。</p> <p>「農林漁業セーフティネット資金」に係る償還期間を「<u>15</u>年」に修正する。</p>	<p>12 農林漁業者への融資 「令和<u>4</u>年8月1日」</p> <p>「<u>変動(毎月見直し)</u>」</p> <p>「<u>10</u>年」</p>

○千葉県地域防災計画【第4編 放射性物質事故編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																				
報道広報課 放-4-3  販売輸出戦略課 放-4-7	広報媒体の追加  令和6年度組織 改正のため	<p>9 広報相談活動</p> <p>県は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。</p> <p>(1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む)、<u>県公式SNS</u>、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。</p> <p>【別表】1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="465 655 1272 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>放射性物質事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>放射性物質事故応急対策本部(本部長: 防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>販売輸出戦略課</u> <u>環境</u>農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁<u>企画管理部</u><u>教育総務課</u> 出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき)※4</td> </tr> </tbody> </table>			放射性物質事故	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部(本部長: 防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>販売輸出戦略課</u> <u>環境</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>企画管理部</u> <u>教育総務課</u> 出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき)※4	<p>9 広報相談活動</p> <p>県は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。</p> <p>(1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む)、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。</p> <p>【別表】1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1294 655 2101 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>放射性物質事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>放射性物質事故応急対策本部(本部長: 防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売課</u> <u>安全</u>農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁<u>教育振興部</u><u>保健体育課</u> 出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき)※4</td> </tr> </tbody> </table>			放射性物質事故	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部(本部長: 防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売課</u> <u>安全</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>教育振興部</u> <u>保健体育課</u> 出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき)※4
		放射性物質事故																					
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部(本部長: 防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき																					
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																					
	配備を要する課等	本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>販売輸出戦略課</u> <u>環境</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>企画管理部</u> <u>教育総務課</u> 出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき)※4																					
		放射性物質事故																					
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部(本部長: 防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき																					
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																					
	配備を要する課等	本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売課</u> <u>安全</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>教育振興部</u> <u>保健体育課</u> 出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき)※4																					

○千葉県地域防災計画【第5編 大規模火災等編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																				
教育総務課 (危機管理班) 大-1-7 大-2-6 大-3-8 大-4-9	組織改編	第1～4章 第3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準 <table border="1" data-bbox="488 440 1258 756"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(災害対策本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 <b>教育庁企画管理部教育総務課</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関</td> <td>災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td> </tr> </table>	(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 <b>教育庁企画管理部教育総務課</b>		出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	第1～4章 第3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準 <table border="1" data-bbox="1319 440 2089 756"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(災害対策本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関</td> <td>災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td> </tr> </table>	(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課		出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置																					
	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。																					
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 <b>教育庁企画管理部教育総務課</b>																					
	出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																					
(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置																					
	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。																					
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課																					
	出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																					
危機管理政策課 大-4-9	組織改編による	3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準  管財課 観光 <b>政策</b> 課 県土整備政策課  秘書課 <b>総務課</b> 政策企画課  教育庁 <b>企画管理部教育総務課</b>	3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準  管財課 観光 <b>企画</b> 課 県土整備政策課  秘書課 政策企画課  教育庁 <b>教育振興部保健体育課</b>																				

○千葉県地域防災計画（第6編 公共交通等事故編）

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
舞浜 リゾートライン 公-3-4	防災担当課名 変更のため	第3章 鉄道事故災害対策 第3節 応急・復旧計画 (株)舞浜リゾートライン 安全マネジメント推進部	第3章 鉄道事故災害対策 第3節 応急・復旧計画 (株)舞浜リゾートライン 安全マネジメント推進室
危機管理政策課 公-4-5 公-4-6	資料編と合わせ るため	第4章 道路事故災害対策 第3節 応急対策計画 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (5) 広報 *道路の現況 <資料編8-16 表1 管理区間延長(国管理分)> <資料編8-16 表2 橋梁現況調書(国管理分)> <資料編8-16 表3 トンネル現況調書(国管理分)> <資料編8-16 表4 道路現況調書(県管理分)> <資料編8-16 図-1 異常気象時通行規制区間図> <資料編8-16 図-2 異常気象時通行規制区間に係る迂回路図> <資料編8-16 表6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準> <資料編8-16 表6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準> <資料編8-16 表7 道路防災事業計画書>へ修正。	第4章 道路事故災害対策 第3節 応急対策計画 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (5) 広報 *道路の現況 <資料編8-18 表1 管理区間延長(国管理分)> <資料編8-18 表2 橋梁現況調書(国管理分)> <資料編8-18 表3 トンネル現況調書(国管理分)> <資料編8-18 表4 道路現況調書(県管理分)> <資料編8-18 図-1 異常気象時通行規制区間図> <資料編8-18 図-2 異常気象時通行規制区間に係る迂回路図> <資料編8-18 表6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準> <資料編8-18 表6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準> <資料編8-18 表7 道路防災事業計画書>

○千葉県地域防災計画【資料編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 11	時点修正	令和 <u>6</u> 年 <u>9</u> 月 1 日現在 <u>名簿の更新含む</u>	令和 5 年 4 月 1 日現在
危機管理政策課 15	誤字及び 役職変更	関東農政局千葉 <u>県</u> 拠点総括農政推進官 東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社 防災 <u>担当部長</u>	関東農政局千葉拠点総括農政推進官 東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社 防災 <u>グループマネージャー</u>
危機管理政策課 17		<p>5 千葉県防災会議対策部会運営要領&lt;資料 1-6&gt; <u>(専門委員会)</u></p> <p><u>第 8 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。</u></p> <p><u>3 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。</u></p> <p><u>4 専門委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。</u></p> <p><u>ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者をもって議長に充てる。</u></p> <p>第 <u>9</u> ~ 第 <u>11</u></p> <p>附 則 この要領は昭和 46 年 12 月 1 日から施行する。 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>5 千葉県防災会議対策部会運営要領&lt;資料 1-6&gt; <u>(新規)</u></p> <p>(結果報告)</p> <p>第 <u>8</u> 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。 ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。</p> <p>(委 任)</p> <p>第 <u>9</u> この規定に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。</p> <p>(庶 務)</p> <p>第 <u>10</u> 部会の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課において処理する。</p> <p>附 則 この要領は昭和 46 年 12 月 1 日から施行する。 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 23	要綱改正に伴う修正	2 千葉県災害対策本部要綱<資料 1-9> <u>【修正原稿別添】</u>	2 千葉県災害対策本部要綱<資料 1-9>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 50	要綱改正に伴う修正	3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-10> <u>【修正原稿別添】</u>	3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-10>
危機管理政策課 70-112	時点修正	[1] 条例、要綱、協定等 [応援協定等一覧表] 1 応援協定等一覧表<資料1-12> <u>修正原稿別添</u>	[1] 条例、要綱、協定等 [応援協定等一覧表] 1 応援協定等一覧表<資料1-12>
危機管理政策課 113, 114	文言の修正	[災害救助法関係] 災害救助法の適用基準<資料1-13> 災害救助法施行令 [災害の <u>程度</u> ] 第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。） 第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。 (1) 当該市町村の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。 (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。 (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。	[災害救助法関係] 災害救助法の適用基準<資料1-13> 災害救助法施行令 [災害の <u>範囲</u> ] 第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。） 第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。 (1) 当該市町村の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。 (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。 (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情があつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。</p> <p>※ 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。</p>	<p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。</p> <p>※ 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。</p>
危機管理政策課 115-119	災害救助法施行細則の一部改正(予定)のため	<p>[1] 条例、要綱、協定等 [災害救助法関係]</p> <p>2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表&lt;資料1-14&gt; <u>修正原稿は、別添のとおり(金額の修正等)</u></p>	<p>[1] 条例、要綱、協定等 [災害救助法関係]</p> <p>2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表&lt;資料1-14&gt;</p>
印西市 211	FAX番号の変更	<p>関係機関連絡先</p> <p>5. 千葉県内市町村 別表2 印西市 NTT FAX : 0476-42-<u>7242</u></p>	<p>関係機関連絡先</p> <p>5. 千葉県内市町村 別表2 印西市 NTT FAX : 0476-42-<u>5800</u></p>
防災対策課 229, 230	組織改正に伴う修正	<p>7 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧&lt;資料1-21&gt; <u>追記 一宮改修事務所</u></p>	<p>7 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧&lt;資料1-21&gt;</p>
関東農政局 235	防災担当課名の修正	<p>[2] 防災関係機関一覧</p> <p>1 指定行政機関、指定地方行政機関等&lt;資料2-1&gt; 関東農政局 千葉県拠点 企画調整室防災班 地方参事官室 総括<u>担当</u></p>	<p>[2] 防災関係機関一覧</p> <p>1 指定行政機関、指定地方行政機関等&lt;資料2-1&gt; 関東農政局 千葉県拠点 企画調整室防災班 地方参事官室 総括<u>チーム</u></p>
国土地理院 235	防災担当課名の修正	<p>[2] 防災関係機関一覧</p> <p>1 指定行政機関、指定地方行政機関等&lt;資料2-1&gt; 国土地理院 企画部防災<u>課</u></p>	<p>[2] 防災関係機関一覧</p> <p>1 指定行政機関、指定地方行政機関等&lt;資料2-1&gt; 国土地理院 企画部防災<u>推進室</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
JR貨物 236	住所、電話番号等の変更	2 指定公共機関<資料2-2> 日本貨物鉄道(株) <u>総務部</u> 〒151-8578 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 <u>050-2017-4084</u> 関東支社 総務部 〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-11-15 <u>050-2017-4144</u>	2 指定公共機関<資料2-2> 日本貨物鉄道(株) <u>危機管理部</u> 〒151-8578 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 <u>03-5367-7437</u> 関東支社 総務部 〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-11-15 <u>03-5793-9071</u>
東京ガス(株) 236	郵便番号、電話番号の修正	2 指定公共機関<資料2-2> 東京ガスネットワーク(株) 防災・供給部 105- <u>8527</u> 東京都港区海岸 1-5-20 03( <u>5400</u> ) <u>7620</u>	2 指定公共機関<資料2-2> 東京ガスネットワーク(株) 防災・供給部 105- <u>0022</u> 東京都港区海岸 1-5-20 03( <u>3433</u> ) <u>2111</u>
ソフトバンク 237	担当部署名の修正	2 指定公共機関<資料2-2> ソフトバンク(株) 総務本部 総務企画 <u>統括部</u> リスク対策部	2 指定公共機関<資料2-2> ソフトバンク(株) 総務本部 総務企画部 リスク対策課
防災対策課 238	指定解除に伴う	3 指定地方公共機関<資料2-3> <del>東日本ガス(株)</del> <del>日本瓦斯(株)</del> <del>(株)エナジー宇宙 導管管理部 導管保安課</del> <u>〒302-0011</u> <u>茨城県取手市井野 3 2</u> <u>0297-72-3167</u> <u>R6.9.17</u>	3 指定地方公共機関<資料2-3> <u>東日本ガス(株)</u> <u>日本瓦斯(株)</u>
舞浜 リゾートライ ン 238	担当部署名、住所、電話番号の変更	3 指定地方公共機関<資料2-3> (株)舞浜リゾートライン <u>安全マネジメント推進部</u> 〒279-8523 千葉県浦安市舞浜 2 <u>番地</u> 1 8 <u>047-305-2407</u>	3 指定地方公共機関<資料2-3> (株)舞浜リゾートライン <u>総務部総務課</u> 〒279-8523 千葉県浦安市舞浜 <u>2-18</u> <u>047-305-2400</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
千葉県警 警備課 243          野田市 244	施設移転のため          電話番号の変更	[2]防災関係機関一覧 6 警察<資料2-6> 機 関 名 香取警察署 郵便番号 287-000 <u>1</u> 所 在 地 香取市 <u>佐原口2116-1</u> 電話番号 0478(54)0110 機 関 名 富津警察署 郵便番号 29 <u>3-0058</u> 所 在 地 富津市 <u>佐貫155-1</u> 電話番号 0439(66)0110 機 関 名 館山警察署 郵便番号 294-0045 所 在 地 館山市北条 <u>648-1</u> 電話番号 0470(23)0110  7 市町村<資料2-7> 機関名：野田市 防災担当課：防災安全課 郵便番号：278-8550 所在地：鶴奉7-1 電話番号：04(71 <u>36</u> ) <u>1779</u>	[2]防災関係機関一覧 6 警察<資料2-6> 機 関 名 香取警察署 郵便番号 287-000 <u>2</u> 所 在 地 香取市北 <u>2-1-1</u> 電話番号 0478(54)0110 機 関 名 富津警察署 郵便番号 299-1616 所 在 地 富津市 <u>海良121-1</u> 電話番号 0439(66)0110 機 関 名 館山警察署 郵便番号 294-0045 所 在 地 館山市北条 <u>1090-2</u> 電話番号 0470(23)0110  7 市町村<資料2-7> 機関名：野田市 防災担当課：防災安全課 郵便番号：278-8550 所在地：鶴奉7-1 電話番号：04(71 <u>23</u> ) <u>1111</u>
銚子地方気象 台 248	推計値に変更 されたため、 削除。	[3] 災害情報関係 〔気象等観測〕 1 気象庁観測所一覧表<資料3-1> ※(観測要素) 四は、降水量、気温、風向、風速、 <del>日照時間</del> 、湿度(一部観測所を除く)を表す。	[3] 災害情報関係 〔気象等観測〕 1 気象庁観測所一覧表<資料3-1> ※(観測要素) 四は、降水量、気温、風向、風速、 <u>日照時間</u> 、湿度(一部観測所を除く)を表す。
日本製鉄 253	社名変更等による	[3] 災害情報関係 〔気象等観測〕 4 海象観測所一覧表<資料3-4> 観測所： <u>日本製鉄東日本製鉄所君津地区</u> 所在地： <u>君津市君津1番地</u> 管理者： <u>日本製鉄東日本製鉄所君津地区</u> 観測項目風向・風速： <u>YDKテクノロジーズ(横河電子機器)型式：WA7601</u>	[3] 災害情報関係 〔気象等観測〕 4 海象観測所一覧表<資料3-4> 観測所： <u>新日本製鉄君津</u> 所在地： <u>君津市人見1054-2</u> 管理者： <u>新日本製鉄</u> 観測項目風向・風速： <u>三杯型ロビンソン</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																
		潮位： <u>長期捲フース型協和商工(株)No.31084 V型</u> 電話番号：0439 <u>(50)2040</u>	潮位： <u>風向・風速計</u> 電話番号：0439 <u>(52) 4111</u>																
東京ガス(株) 256	組織改正のため	[3] 災害情報関係 【通信】 1 千葉県防災行政無線通信施設<資料3-5> (2) 防災行政無線衛星系回線構成図(令和 <u>6</u> 年4月現在) 防災関係機関 [ガス会社] 東京ガス <u>ネットワーク</u>	[3] 災害情報関係 【通信】 1 千葉県防災行政無線通信施設<資料3-5> (2) 防災行政無線衛星系回線構成図(令和 <u>4</u> 年4月現在) 防災関係機関 [ガス会社] 東京ガス																
浄水課 258	栗山浄水場を栗山 <u>給</u> 水場に修正	2 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)<資料3-6> (1) 企業局水道事業無線通信網図(周波数65.03MHz) 【別添図(修正案)】(後掲) 栗山 <u>給</u> 水場	2 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)<資料3-6> (1) 企業局水道事業無線通信網図(周波数65.03MHz) 【別添図(現行)】(後掲) 栗山 <u>浄</u> 水場																
浄水課 260	栗山浄水場を栗山 <u>給</u> 水場に修正	無線局設置場所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>無線局名</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>けんすいくりやま</td> <td>栗山<u>給</u>水場</td> <td>松戸市栗山198</td> <td>047(363)4195</td> </tr> </tbody> </table>	無線局名	設置場所	所在地	電話番号	けんすいくりやま	栗山 <u>給</u> 水場	松戸市栗山198	047(363)4195	無線局設置場所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>無線局名</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>けんすいくりやま</td> <td>栗山<u>浄</u>水場</td> <td>松戸市栗山198</td> <td>047(363)4195</td> </tr> </tbody> </table>	無線局名	設置場所	所在地	電話番号	けんすいくりやま	栗山 <u>浄</u> 水場	松戸市栗山198	047(363)4195
無線局名	設置場所	所在地	電話番号																
けんすいくりやま	栗山 <u>給</u> 水場	松戸市栗山198	047(363)4195																
無線局名	設置場所	所在地	電話番号																
けんすいくりやま	栗山 <u>浄</u> 水場	松戸市栗山198	047(363)4195																
水資源機構 264	施設名の変更	4 国土交通省関係通信施設<資料3-8> 表1. 国土交通省(旧建設省)関東地方整備局(含む独立行政法人水資源機構)関係無線局 大網 34 房総導水路 <u>管理</u> 所 長柄 37 長柄 <u>ダム</u> 市原市 <u>大字犬成字芝山976-2</u>	4 国土交通省関係通信施設<資料3-8> 表1. 国土交通省(旧建設省)関東地方整備局(含む独立行政法人水資源機構)関係無線局 大網 34 房総導水路 <u>建設</u> 所 長柄 37 長柄 <u>浄水場</u> 市原市 <u>古都辺字新山587</u>																

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東京ガス(株) 271	組織改正のため	8 NHK千葉放送局・ <u>東京ガス(株)</u> ／東京ガスネットワーク(株)通信施設<資料3-12> (1) NHK千葉放送局・ <u>東京ガス(株)</u> ／東京ガスネットワーク(株)通信施設一覧	8 NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク(株)通信施設<資料3-12> (1) NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク(株)通信施設一覧
銚子地方気象台 275	大雨、洪水以外の注意報も記載されているため	[3] 災害情報関係 [その他] 1 <u>警報・注意報基準一覧表</u> <資料3-15>	[3] 災害情報関係 [その他] 1 <u>大雨、洪水注意報及び警報基準表</u> <資料3-15>
銚子地方気象台 275	一覧表は令和6年5月23日に更新したため、最新版に差替え	1 <u>警報・注意報基準一覧表</u> <資料3-15> <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/0_chiba.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/0_chiba.pdf</a> に差替え	1 <u>大雨、洪水注意報及び警報基準表</u> <資料3-15>
銚子地方気象台 276, 277	最新版に差替え	・大雨注意報基準表 令和 <u>5</u> 年6月8日現在 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/3_chiba.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/3_chiba.pdf</a> に差替え	・大雨注意報基準表 令和 <u>3</u> 年6月8日現在
銚子地方気象台 278-280	最新版に差替え	・洪水注意報基準表 令和 <u>6</u> 年 <u>5</u> 月 <u>23</u> 日現在 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/4_chiba.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/4_chiba.pdf</a> に差替え	・洪水注意報基準表 令和 <u>3</u> 年6月8日現在
銚子地方気象台 281, 282	最新版に差替え	・大雨警報基準表 令和 <u>5</u> 年6月8日現在 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/1_chiba.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/1_chiba.pdf</a> に差替え	・大雨警報基準表 令和 <u>3</u> 年6月8日現在
銚子地方気象台 283-285	最新版に差替え	・洪水警報基準表 令和 <u>6</u> 年 <u>5</u> 月 <u>23</u> 日現在 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/2_chiba.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba/2_chiba.pdf</a> に差替え	・洪水警報基準表 令和 <u>3</u> 年6月8日現在
防災対策課 286	大雨、洪水注意報及び警報基準の変更のため	・ <u>雨に関する50年に一度の値一覧</u> (掲載資料から削除) 最新の千葉県の警報・注意報の基準表掲載ページ <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/chiba.html</a>	・ <u>雨に関する50年に一度の値一覧</u> (令和3年3月25日)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																
医療整備課 293	時点修正のため	<p>[4] 保健・医療関係 (5) DMAT&lt;資料4-2&gt; 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (健康福祉部) (2) 応急医療資機材の備蓄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療圏</th> <th>所在地</th> <th>病院名</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>53 チーム (R6.4.1 現在)</td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	所在地	病院名	チーム数	(略)	(略)	(略)	53 チーム (R6.4.1 現在)	<p>[4] 保健・医療関係 (5) DMAT 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (健康福祉部) (2) 応急医療資機材の備蓄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療圏</th> <th>所在地</th> <th>病院名</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>53 チーム (R5.2.1 現在)</td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	所在地	病院名	チーム数	(略)	(略)	(略)	53 チーム (R5.2.1 現在)
医療圏	所在地	病院名	チーム数																
(略)	(略)	(略)	53 チーム (R6.4.1 現在)																
医療圏	所在地	病院名	チーム数																
(略)	(略)	(略)	53 チーム (R5.2.1 現在)																
医療整備課 295-299	時点修正のため	<資料4-3> <b>【時点更新に伴う修正】</b>	<資料4-3>																
防災対策課 324-336	時点修正	4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表<資料5-4> <b>【修正原稿別添】</b> 5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧<資料5-5> <b>時点修正に伴う修正</b>	4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表<資料5-4> 5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧<資料5-5>																
危機管理政策課 339-341	時点修正	7 各市町村における避難場所・施設の指定状況<資料5-7> <b>【修正原稿別添】</b>	7 各市町村における避難場所・施設の指定状況<資料5-7>																
千葉県警 交通規制課 347	資料更新のため	9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-9> <b>【資料更新に伴う修正】</b>	9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-9>																
千葉県警 交通規制課 349	資料更新のため	10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-10> <b>【資料更新に伴う修正】</b>	10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-10>																
衛生指導課 362, 363	時点修正	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [施設] 2 火葬場一覧表<資料6-2> <b>【修正原稿別添】</b>	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [施設] 2 火葬場一覧表<資料6-2>																
企業局 工業用水部 365	誤記修正	[航空機・艦艇・資機材] 1 県所有船舶及び備蓄資機材一覧表<資料6-3> 表2 県有油防除資機材総括表 <b>【品目】</b> オイルフェンス <b>【企業局保有量】</b> <u>352</u> m	[航空機・艦艇・資機材] 1 県所有船舶及び備蓄資機材一覧表<資料6-3> 表2 県有油防除資機材総括表 <b>【品目】</b> オイルフェンス <b>【企業局保有量】</b> <u>372</u> m																

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																												
計画課 385	栗山浄水場を栗山給水場に修正	5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7> 表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量 (令和6年6月30日現在)	5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7> 表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量 (令和4年12月31日現在)																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 所属</th> <th colspan="2">給水車</th> <th colspan="2">給水タンク 1.0 t</th> <th colspan="2">ポリ容器 20リットル</th> <th rowspan="2">容量計</th> </tr> <tr> <th>(台)</th> <th>(t)</th> <th>(基)</th> <th>(t)</th> <th>(個)</th> <th>(リットル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗山給水場</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>200</td> <td>3,200</td> </tr> </tbody> </table>	項目 所属	給水車		給水タンク 1.0 t		ポリ容器 20リットル		容量計	(台)	(t)	(基)	(t)	(個)	(リットル)	栗山給水場			3	3	10	200	3,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 所属</th> <th colspan="2">給水車</th> <th colspan="2">給水タンク 1.0 t</th> <th colspan="2">ポリ容器 20リットル</th> <th rowspan="2">容量計</th> </tr> <tr> <th>(台)</th> <th>(t)</th> <th>(基)</th> <th>(t)</th> <th>(個)</th> <th>(リットル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗山浄水場</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>200</td> <td>3,200</td> </tr> </tbody> </table>	項目 所属	給水車		給水タンク 1.0 t		ポリ容器 20リットル		容量計	(台)	(t)	(基)	(t)	(個)	(リットル)	栗山浄水場			3	3	10	200	3,200
項目 所属	給水車			給水タンク 1.0 t		ポリ容器 20リットル		容量計																																							
	(台)	(t)	(基)	(t)	(個)	(リットル)																																									
栗山給水場			3	3	10	200	3,200																																								
項目 所属	給水車		給水タンク 1.0 t		ポリ容器 20リットル		容量計																																								
	(台)	(t)	(基)	(t)	(個)	(リットル)																																									
栗山浄水場			3	3	10	200	3,200																																								
計画課 386	時点修正のため	表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況 令和6年6月30日現在	表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況 令和4年12月31日現在																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ポリ袋 (6・10ℓ)</th> <th>ペットボトル水 (500ml)</th> <th>キャンバス水槽 (500ℓ)</th> <th>組立式給水タンク (1000ℓ)</th> <th>可搬型仮設給水栓</th> <th>加圧ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113,960枚</td> <td>30,000本</td> <td>39基</td> <td>33基</td> <td>80基</td> <td>12台</td> </tr> </tbody> </table>	ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	組立式給水タンク (1000ℓ)	可搬型仮設給水栓	加圧ポンプ	113,960枚	30,000本	39基	33基	80基	12台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ポリ袋 (6・10ℓ)</th> <th>ペットボトル水 (500ml)</th> <th>キャンバス水槽 (500ℓ)</th> <th>折り畳み式タンク (1000ℓ)</th> <th>可搬型仮設給水栓</th> <th>加圧ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>112,762枚</td> <td>31,152本</td> <td>39基</td> <td>10基</td> <td>80基</td> <td>12台</td> </tr> </tbody> </table>	ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	折り畳み式タンク (1000ℓ)	可搬型仮設給水栓	加圧ポンプ	112,762枚	31,152本	39基	10基	80基	12台																				
ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	組立式給水タンク (1000ℓ)	可搬型仮設給水栓	加圧ポンプ																																										
113,960枚	30,000本	39基	33基	80基	12台																																										
ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	折り畳み式タンク (1000ℓ)	可搬型仮設給水栓	加圧ポンプ																																										
112,762枚	31,152本	39基	10基	80基	12台																																										
給水課 386, 387	時点修正のため	表3 復旧用資材の保有量一覧 令和6年8月現在	表3 復旧用資材の保有量一覧 令和5年1月現在																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストラブクランプ Ø600</td> <td>7</td> <td>異種管継手 (オールフィットジョイント) Ø300</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	品名	数量	ストラブクランプ Ø600	7	異種管継手 (オールフィットジョイント) Ø300	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストラブクランプ Ø600</td> <td>8</td> <td>空気弁用フランジ蓋 R F - G F Ø600×Ø100</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	品名	数量	ストラブクランプ Ø600	8	空気弁用フランジ蓋 R F - G F Ø600×Ø100	2																												
品名	数量	品名	数量																																												
ストラブクランプ Ø600	7	異種管継手 (オールフィットジョイント) Ø300	2																																												
品名	数量	品名	数量																																												
ストラブクランプ Ø600	8	空気弁用フランジ蓋 R F - G F Ø600×Ø100	2																																												
水政課 388-394	時点修正	6 市町村(組合、企業団) 営水道給水車両及び機材等の保有状況 資料6-8> 時点修正による	6 市町村(組合、企業団) 営水道給水車両及び機材等の保有状況 <資料6-8>																																												

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 401	備蓄品目更新	<p>3 県の備蓄品目（防災危機管理部）〈資料6-11〉</p> <p>区分：食料等 品名：食料（クラッカー） 要配慮者向け食料（アルファ化米） 飲料水（500ml） 液体ミルク</p> <p>区分：生活用品 品名：生理用品 紙おむつ（大人用、乳幼児用） 簡易トイレ 使い捨てトイレ</p> <p>区分：避難所用品 品目：発電機 ガソリン携行缶 投光器 毛布 段ボールベッド <del>テント</del> エアーテント キャンドルセット</p> <p>区分：感染症対策 品目：マスク 消毒液</p> <p>区分：家屋修繕 品目：ブルーシート UV土嚢袋 防水テープ 農業用ハウスバンド</p>	<p>3 県の備蓄品目（防災危機管理部）〈資料6-11〉</p> <p>区分：食料等 品名：食料（クラッカー） 要配慮者向け食料（アルファ化米） 飲料水（500ml） 液体ミルク</p> <p>区分：生活用品 品名：生理用品 紙おむつ（大人用、乳幼児用） 簡易トイレ 使い捨てトイレ</p> <p>区分：避難所用品 品目：発電機 ガソリン携行缶 投光器 毛布 段ボールベッド テント エアーテント キャンドルセット</p> <p>区分：感染症対策 品目：マスク 消毒液</p> <p>区分：家屋修繕 品目：ブルーシート UV土嚢袋 防水テープ 農業用ハウスバンド</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行										
東京ガス(株) (株) エナジ ー宇宙 404  419, 420	時点修正	<p>区分：資機材 品目：担架 リヤカー <u>入浴セット</u></p> <p>[ライフライン] 1 各ガス会社の施設及び供給状況&lt;資料7-1&gt; (1) <u>東京ガスネットワーク株式会社</u> 表1 供給区域 令和6年3月31日現在</p> <p>(9) <u>株式会社エナジー宇宙</u> <u>表1</u></p> <table border="1" data-bbox="459 662 1249 826"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 662 992 715">供 給 区 域</th> <th data-bbox="992 662 1249 715">供 給 戸 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 715 992 826"><u>我孫子市、柏市の一部、印西市の一部、 栄町の一部、 富里市の一部、成田市の一部</u></td> <td data-bbox="992 715 1249 826"><u>65, 126戸</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表2</u></p> <table border="1" data-bbox="488 866 1216 1380"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 866 857 938">事業所名・所在地・連絡先</th> <th data-bbox="857 866 1216 938">主要施設</th> <th data-bbox="1216 866 1283 938">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 938 857 1380"><u>我孫子事業所</u> <u>我孫子市下ヶ戸608-</u> <u>1</u> <u>TEL 0297-72</u> <u>-3167</u></td> <td data-bbox="857 938 1216 1380"><u>ガス導管 本支管 52</u> <u>3.4km</u> <u>ガスホルダー(我孫子)</u> <u>6,000m3球形</u> <u>ガスホルダー(久寺家)</u> <u>6,000m3球形</u> <u>非常用自家発電機</u></td> <td data-bbox="1216 938 1283 1380"><u>1</u> <u>基</u> <u>1</u> <u>基</u> <u>1</u> <u>基</u></td> </tr> </tbody> </table>	供 給 区 域	供 給 戸 数	<u>我孫子市、柏市の一部、印西市の一部、 栄町の一部、 富里市の一部、成田市の一部</u>	<u>65, 126戸</u>	事業所名・所在地・連絡先	主要施設	数 量	<u>我孫子事業所</u> <u>我孫子市下ヶ戸608-</u> <u>1</u> <u>TEL 0297-72</u> <u>-3167</u>	<u>ガス導管 本支管 52</u> <u>3.4km</u> <u>ガスホルダー(我孫子)</u> <u>6,000m3球形</u> <u>ガスホルダー(久寺家)</u> <u>6,000m3球形</u> <u>非常用自家発電機</u>	<u>1</u> <u>基</u> <u>1</u> <u>基</u> <u>1</u> <u>基</u>	<p>区分：資機材 品目：担架 リヤカー 入浴セット</p> <p>[ライフライン] 1 各ガス会社の施設及び供給状況&lt;資料7-1&gt; (1) <u>東京ガス株式会社</u> 表1 供給区域 令和3年3月31日現在</p> <p>(9) (新規)</p>
供 給 区 域	供 給 戸 数												
<u>我孫子市、柏市の一部、印西市の一部、 栄町の一部、 富里市の一部、成田市の一部</u>	<u>65, 126戸</u>												
事業所名・所在地・連絡先	主要施設	数 量											
<u>我孫子事業所</u> <u>我孫子市下ヶ戸608-</u> <u>1</u> <u>TEL 0297-72</u> <u>-3167</u>	<u>ガス導管 本支管 52</u> <u>3.4km</u> <u>ガスホルダー(我孫子)</u> <u>6,000m3球形</u> <u>ガスホルダー(久寺家)</u> <u>6,000m3球形</u> <u>非常用自家発電機</u>	<u>1</u> <u>基</u> <u>1</u> <u>基</u> <u>1</u> <u>基</u>											

担当部署名 ページ	修正理由	修正案					現行																																										
浄水課 423	施設能力の変更（増設分の水量に変更）  施設用途変更（栗山浄水場から栗山給水場）のため削除 [よって、施設数1箇所減]	<p><u>栄事業所</u> <u>印旛郡栄町安食字上前3</u> <u>279-2</u> <u>TEL 0476-85</u> <u>-0114</u></p> <p><u>ガス導管 本支管 11</u> <u>5.4km</u></p> <p><u>ガスホルダー 100m3</u> <u>横置円筒</u> <u>ガス発生器 1,200N</u> <u>m3/H</u> <u>600N</u> <u>m3/H</u> <u>LPG貯槽 30t</u> <u>非常用自家発電機</u></p> <p style="text-align: right;">1基 1基 1基 1基 1基 1基</p>																																															
		<p><u>図1 供給区域図</u></p> <p>2 県営水道の補給水利の現況&lt;資料7-2&gt;</p>					<p>2 県営水道の補給水利の現況&lt;資料7-2&gt;</p>																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>水源</th> <th>所在</th> <th>電 話</th> <th>水量（施設能力）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ちば野菊の里浄水場</td> <td>江戸川</td> <td>松戸市栗山478-1</td> <td>047(394)8300</td> <td><u>246,000</u> m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> <tr> <td><del>栗山浄水場</del></td> <td><del>江戸川</del></td> <td><del>松戸市栗山1-98</del></td> <td><del>047(363)4195</del></td> <td><del>186,000</del> m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>8</u>か所</td> <td></td> <td>1,033,200 m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> </tbody> </table>					種別	水源	所在	電 話	水量（施設能力）	ちば野菊の里浄水場	江戸川	松戸市栗山478-1	047(394)8300	<u>246,000</u> m <sup>3</sup> / 日	<del>栗山浄水場</del>	<del>江戸川</del>	<del>松戸市栗山1-98</del>	<del>047(363)4195</del>	<del>186,000</del> m <sup>3</sup> / 日	計		<u>8</u> か所		1,033,200 m <sup>3</sup> / 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>水源</th> <th>所在</th> <th>電 話</th> <th>水量（施設能力）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ちば野菊の里浄水場</td> <td>江戸川</td> <td>松戸市栗山478-1</td> <td>047(394)8300</td> <td><u>60,000</u> m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> <tr> <td>栗山浄水場</td> <td>江戸川</td> <td>松戸市栗山198</td> <td><u>047(363)4195</u></td> <td><u>186,000</u> m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>9</u>か所</td> <td></td> <td>1,033,200 m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> </tbody> </table>					種別	水源	所在	電 話	水量（施設能力）	ちば野菊の里浄水場	江戸川	松戸市栗山478-1	047(394)8300	<u>60,000</u> m <sup>3</sup> / 日	栗山浄水場	江戸川	松戸市栗山198	<u>047(363)4195</u>	<u>186,000</u> m <sup>3</sup> / 日	計		<u>9</u> か所
種別	水源	所在	電 話	水量（施設能力）																																													
ちば野菊の里浄水場	江戸川	松戸市栗山478-1	047(394)8300	<u>246,000</u> m <sup>3</sup> / 日																																													
<del>栗山浄水場</del>	<del>江戸川</del>	<del>松戸市栗山1-98</del>	<del>047(363)4195</del>	<del>186,000</del> m <sup>3</sup> / 日																																													
計		<u>8</u> か所		1,033,200 m <sup>3</sup> / 日																																													
種別	水源	所在	電 話	水量（施設能力）																																													
ちば野菊の里浄水場	江戸川	松戸市栗山478-1	047(394)8300	<u>60,000</u> m <sup>3</sup> / 日																																													
栗山浄水場	江戸川	松戸市栗山198	<u>047(363)4195</u>	<u>186,000</u> m <sup>3</sup> / 日																																													
計		<u>9</u> か所		1,033,200 m <sup>3</sup> / 日																																													

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																
水政課 426-429	時点修正	3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3> <u>【修正原稿別添】</u>	3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3>																																																																																																																
浄水課 430	栗山浄水場を 栗山給水場に 修正	4 県営水道配水池一覧表<資料7-4> <table border="1" data-bbox="454 459 1249 879"> <thead> <tr> <th>浄・給水場名</th> <th>構造</th> <th>幅</th> <th>長さ</th> <th>有効水 深</th> <th>有効貯 水量</th> <th>池 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗山 <u>給</u> 水場</td> <td></td> <td>24</td> <td>40</td> <td>3</td> <td></td> <td>2,750 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>5,500</td> <td>×2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>12.4</td> <td>50.68</td> <td>3</td> <td></td> <td>1,830 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>3</td> <td>3,660</td> <td>×2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>28</td> <td>44</td> <td>3</td> <td></td> <td>5,500 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>船橋給水場</td> <td>〃</td> <td>12</td> <td>44</td> <td>4</td> <td>5,500</td> <td>×1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> <td>3,600 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	浄・給水場名	構造	幅	長さ	有効水 深	有効貯 水量	池 数	栗山 <u>給</u> 水場		24	40	3		2,750 m <sup>3</sup>	〃	〃			3	5,500	×2	〃	〃	12.4	50.68	3		1,830 m <sup>3</sup>	〃	〃	40	48	3	3,660	×2	〃	〃	28	44	3		5,500 m <sup>3</sup>	船橋給水場	〃	12	44	4	5,500	×1			32	48			3,600 m <sup>3</sup>	4 県営水道配水池一覧表<資料7-4> <table border="1" data-bbox="1283 459 2078 879"> <thead> <tr> <th>浄・給水場名</th> <th>構造</th> <th>幅</th> <th>長さ</th> <th>有効水 深</th> <th>有効貯 水量</th> <th>池 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗山 <u>浄</u> 水場</td> <td></td> <td>24</td> <td>40</td> <td>3</td> <td></td> <td>2,750 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>5,500</td> <td>×2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>12.4</td> <td>50.68</td> <td>3</td> <td></td> <td>1,830 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>3</td> <td>3,660</td> <td>×2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>28</td> <td>44</td> <td>3</td> <td></td> <td>5,500 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>船橋給水場</td> <td>〃</td> <td>12</td> <td>44</td> <td>4</td> <td>5,500</td> <td>×1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> <td>3,600 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	浄・給水場名	構造	幅	長さ	有効水 深	有効貯 水量	池 数	栗山 <u>浄</u> 水場		24	40	3		2,750 m <sup>3</sup>	〃	〃			3	5,500	×2	〃	〃	12.4	50.68	3		1,830 m <sup>3</sup>	〃	〃	40	48	3	3,660	×2	〃	〃	28	44	3		5,500 m <sup>3</sup>	船橋給水場	〃	12	44	4	5,500	×1			32	48			3,600 m <sup>3</sup>
浄・給水場名	構造	幅	長さ	有効水 深	有効貯 水量	池 数																																																																																																													
栗山 <u>給</u> 水場		24	40	3		2,750 m <sup>3</sup>																																																																																																													
〃	〃			3	5,500	×2																																																																																																													
〃	〃	12.4	50.68	3		1,830 m <sup>3</sup>																																																																																																													
〃	〃	40	48	3	3,660	×2																																																																																																													
〃	〃	28	44	3		5,500 m <sup>3</sup>																																																																																																													
船橋給水場	〃	12	44	4	5,500	×1																																																																																																													
		32	48			3,600 m <sup>3</sup>																																																																																																													
浄・給水場名	構造	幅	長さ	有効水 深	有効貯 水量	池 数																																																																																																													
栗山 <u>浄</u> 水場		24	40	3		2,750 m <sup>3</sup>																																																																																																													
〃	〃			3	5,500	×2																																																																																																													
〃	〃	12.4	50.68	3		1,830 m <sup>3</sup>																																																																																																													
〃	〃	40	48	3	3,660	×2																																																																																																													
〃	〃	28	44	3		5,500 m <sup>3</sup>																																																																																																													
船橋給水場	〃	12	44	4	5,500	×1																																																																																																													
		32	48			3,600 m <sup>3</sup>																																																																																																													
河川環境課 資料編451	国からの通知 による	[8]災害危険箇所等、対策事業 [危険箇所] 6 地すべり防止区域等<資料8-8> 表1 地すべり防止区域 防止区域：河川 <u>整備</u> 課 危険箇所： <u>河川環境課</u>	[8]災害危険箇所等、対策事業 [危険箇所] 表1 地すべり防止区域 防止区域：河川環境課 危険箇所： <u>河川環境課</u>																																																																																																																
河川環境課 資料編452	組織改正のた め	表2 地すべり防止区域（国土交通省所管） <県土整備部河川 <u>整備</u> 課>	表2 地すべり防止区域（国土交通省所管） <県土整備部河川 <u>環境</u> 課>																																																																																																																

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 資料編456	国からの通知 による	<del>表6 地すべり危険箇所（国土交通省所管）</del>	表6 地すべり危険箇所（国土交通省所管）
河川環境課 456	時点修正	7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表＜資料8-9＞ 【修正原稿別添】	7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表＜資料8-9＞
河川環境課 469-470	時点修正	8 土砂災害警戒区域等一覧表＜資料8-10＞ 【修正原稿別添】	8 土砂災害計画区域等一覧表＜資料8-10＞
河川環境課 資料編473	国からの通知 による	<del>9 基礎調査予定箇所一覧表＜資料8-11＞</del> <del>10 土石流危険渓流一覧表＜資料8-12＞</del>	9 基礎調査予定箇所一覧表＜資料8-11＞ 10 土石流危険渓流一覧表＜資料8-12＞
森林課	時点修正のため	9 山地災害危険地区市町村一覧表＜資料8-11＞ 令和6年3月31日現在 表1、表3、表4も同様	11 山地災害危険地区市町村一覧表＜資料8-13＞ 令和3年3月31日現在 表1、表3、表4、
関東森林管理局 471-510	誤字の修正	表2 山腹崩落危険地区（国有林）一覧表＜農林水産部森林課＞ 鴨川市 3 小湊 <u>栂山</u>	表2 山腹崩落危険地区（国有林）一覧表＜農林水産部森林課＞ 鴨川市 3 小湊 <u>城山</u>
都市計画課 511	誤記の修正	10 宅地造成 <u>工事</u> 規制区域一覧表＜資料8-12＞	12 宅地造成等規制区域一覧表＜資料8-14＞
関東森林管理局 資料編8-13 513	計画名、年度 等修正	1 国有林内事業計画＜資料8-13＞ 千葉県北部森林計画区第6次国有林野施業実施計画 令和5～9 保安林の設備 <u>二</u> 計 <u>167</u> ha	1 国有林内事業計画＜資料8-15＞ 千葉県北部森林計画区第5次国有林野施業実施計画 平成30～令和4 保安林の設備 <u>5</u> ha 計 <u>172</u> ha

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
耕地課 520 (資料編)	年号の記載がなく、着工年度に誤りがあったため	<p>[8]災害危険箇所等、対策事業 [対策事業]</p> <p>2 溪流又は山林等の砂防に関する事業計画表&lt;資料8-1 4 &gt; 表3-2 県営地すべり対策事業 (農林水産省農村振興局所管) <u>着工年度欄に年号「S」または「H」を追加</u> 例: 「1 上 鴨川市 34」→「1 上 鴨川市 <u>S</u>34」 「52 大六 鋸南町 3」→「52 大六 鋸南町 <u>H</u>3」 <u>着工年度に誤りがあったため修正</u> 例: 「53 細尾横根 鋸南町 5」→「53 細尾横根 鋸南町 <u>H</u>6」</p>	<p>[8]災害危険箇所等、対策事業 [対策事業]</p> <p>2 溪流又は山林等の砂防に関する事業計画表&lt;資料8-1 <u>6</u> &gt; 表3-2 県営地すべり対策事業 (農林水産省農村振興局所管)</p>
河川整備課 522-527	事業箇所追加のため	表4 急傾斜地崩壊対策事業 (国庫補助金) <u>【修正原稿別添】</u>	表4 急傾斜地崩壊対策事業 (国庫補助金)
河川整備課 資料8-15 表1 528       表6 531	事業修正のため	<p>河川改修に関する治水事業計画表 3 河川改修に関する治水事業計画表&lt;資料8-1 <u>5</u> &gt; 表1 広域河川改修事業</p> <p><u>No. 1 6</u> 級種 <u>一級</u> 水位系 <u>利根川</u> 河川名 <u>真間川</u> 着手年度 <u>S54</u> 事業延長 <u>1=27,615m</u> 備考 <u>○都市基盤区間、激特區間を含む。大柏川、派川大柏川、国分川、春木川含む。</u></p> <p>表6 総合治水対策特定河川事業 ○都市基盤区間、激持区間を含む。 <u>R 5年度より広域河川改修事業へ移行。</u></p>	<p>3 河川改修に関する治水事業計画表&lt;資料8-1 <u>7</u> &gt;</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>表6 総合治水対策特定河川事業 ○都市基盤区間、激持区間を含む。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																		
森林課 566	時点修正のため	<p>8 海岸防災林造成事業計画 &lt;資料8-20&gt;</p> <p>民有林</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域森林計画</th> <th>年 度</th> <th>施工地区数</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">森林課</td> <td>北部</td> <td>令和5年度～令和14年度</td> <td>20</td> <td rowspan="2">砂丘造成、森林整備、防潮工、根固工</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>令和2年度～令和11年度</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>46</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容	森林課	北部	令和5年度～令和14年度	20	砂丘造成、森林整備、防潮工、根固工	南部	令和2年度～令和11年度	26		合 計	46		<p>8 海岸防災林造成事業計画 &lt;資料8-22&gt;</p> <p>民有林</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域森林計画</th> <th>年 度</th> <th>施工地区数</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">森林課</td> <td>北部</td> <td>平成30年度～令和9年度</td> <td>30</td> <td rowspan="2">砂丘造成、森林整備、防潮工、根固工</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>令和2年度～令和11年度</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>56</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容	森林課	北部	平成30年度～令和9年度	30	砂丘造成、森林整備、防潮工、根固工	南部	令和2年度～令和11年度	26		合 計	56	
	地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容																																	
森林課	北部	令和5年度～令和14年度	20	砂丘造成、森林整備、防潮工、根固工																																	
	南部	令和2年度～令和11年度	26																																		
		合 計	46																																		
	地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容																																	
森林課	北部	平成30年度～令和9年度	30	砂丘造成、森林整備、防潮工、根固工																																	
	南部	令和2年度～令和11年度	26																																		
		合 計	56																																		
耕地課 森林課 566	誤りであることが判明したため	<p>[8]災害危険箇所等、対策事業 [対策事業]</p> <p>9 地すべり防止事業等の概要&lt;資料8-21&gt;</p> <p>表1 地すべり事業実施概要 区域指定・開始年度を「昭和33年度～」</p> <p>表2 治山事業概要 民有林</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域森林計画</th> <th>年 度</th> <th>施工地区数</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">森林課</td> <td>北部</td> <td>令和5年度～令和14年度</td> <td>20</td> <td rowspan="2">土留工、法枠工、植栽工等</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>令和2年度～令和11年度</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>55</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容	森林課	北部	令和5年度～令和14年度	20	土留工、法枠工、植栽工等	南部	令和2年度～令和11年度	35		合 計	55		<p>[8]災害危険箇所等、対策事業 [対策事業]</p> <p>9 地すべり防止事業等の概要&lt;資料8-23&gt;</p> <p>表1 地すべり事業実施概要 区域指定・開始年度「昭和34年度～」</p> <p>表2 治山事業概要 民有林</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域森林計画</th> <th>年 度</th> <th>施工地区数</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">森林課</td> <td>北部</td> <td>平成30年度～令和9年度</td> <td>17</td> <td rowspan="2">土留工、法枠工、植栽工等</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>令和2年度～令和11年度</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>52</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容	森林課	北部	平成30年度～令和9年度	17	土留工、法枠工、植栽工等	南部	令和2年度～令和11年度	35		合 計	52	
	地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容																																	
森林課	北部	令和5年度～令和14年度	20	土留工、法枠工、植栽工等																																	
	南部	令和2年度～令和11年度	35																																		
		合 計	55																																		
	地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容																																	
森林課	北部	平成30年度～令和9年度	17	土留工、法枠工、植栽工等																																	
	南部	令和2年度～令和11年度	35																																		
		合 計	52																																		

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
耕地課 567	国の施策を踏 まえた時点修 正	<p>[8]災害危険箇所等、対策事業 [対策事業]</p> <p>10 ため池等防災事業&lt;資料8-2 <u>2</u>&gt; 「千葉県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づ き、防災重点農業用ため池緊急整備事業等を実施する。</p> <p>管内市町村別ため池箇所数内訳表</p> <p>「一宮町 (<u>20</u>) 」 「睦沢町 (<u>39</u>) 」 「館山市 (<u>52</u>) 」</p>	<p>[8]災害危険箇所等、対策事業 [対策事業]</p> <p>10 ため池等防災事業&lt;資料8-2 <u>4</u>&gt; 「ため池データベース」に基づき、県単ため池等緊急整備事業等を 実施する。</p> <p>管内市町村別ため池箇所数内訳表</p> <p>「一宮町 (<u>21</u>) 」 「睦沢町 (<u>38</u>) 」 「館山市 (<u>53</u>) 」</p>